



潮来市男女共同参画基本計画

ひと
「男女にやさしい あったかあいまち いたこ」をめざして

～性別ではなく、その人らしい生き方が選択できるまちづくり～



茨城県 潮来市

男女共同参画社会の実現を目指して

男女が、互いの人権を尊重しつつ、個々の能力や個性を充分発揮して、いきいきとあらゆる分野に参画できる男女共同参画社会の実現は、豊かで活力ある地域社会を築く上で不可欠であります。

男女共同参画社会の取り組みは、昭和50年「国際婦人年」以降の世界女性会議の開催など、国際的にも急速な展開と広がりを見せており、わが国におきましても、こうした潮流を受け、平成11年に「男女共同参画社会基本法」や「改正雇用機会均等法」、平成13年に「DV防止法」が施行されるなど法制度の整備も着実に進められてきました。



潮来市におきましても、平成11年度に「潮来市男女共同参画都市」の宣言、平成15年度に「男女共同参画基本条例」を制定、平成16年度には内閣府共催で改めて「男女共同参画都市」の宣言をするなど、各種の施策に取り組んでまいりました。

潮来市男女共同参画基本条例では、「市が行う基本的施策」に「基本計画の策定」が位置づけられました。

そこで、これまでの成果を踏まえつつ、少子高齢化や国際化・情報化の進展などの、急激な社会の変化に適切に対応できるように、これからの15年間の総合的な施策を推進するための指針となる「潮来市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

今後は、この計画に基づいてさまざまな施策を展開してまいりたいと考えておりますが、市民の皆様におかれましても、家庭・学校・地域・職場などあらゆる場において、男女共同参画が真に実感できる社会を目指し、その実現に向けて取り組んでいただきますよう一層のご理解とご協力をお願いいたします。

終わりに、この計画の策定にあたり貴重なご意見、ご提案をいただきました潮来市男女共同参画基本計画策定委員の皆さんをはじめ、潮来市男女共同参画審議会等の関係各位、そして市民の皆様のご協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

平成19年 3月15日

潮来市長 裕田 千春

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	3
1 計画策定の目的	5
2 計画策定の背景	〃
(1) 世界の動き	〃
(2) 日本の動き	6
(3) 茨城県の動き	〃
(4) 潮来市の動き及び策定までの経緯	7
3 計画の概要	8
(1) 計画の構成	〃
(2) 計画の性格	〃
(3) 計画の特性	〃
<1> 世界及び日本国内の最近の動向を踏まえた事項	〃
<2> 潮来市の特性を踏まえた事項	9
(4) 計画の期間	〃
第2章 めざすべき姿（基本構想）	11
1 基本理念	13
2 基本的視点	〃
3 実現すべき姿（基本目標）	14
4 重点事業（リーディングプロジェクト）	〃
5 計画体系図	15
第3章 基本計画（実施計画）	17
基本目標1 実現すべき家庭の姿	19
基本目標2 実現すべき学校の姿	23
基本目標3 実現すべき地域の姿	25
基本目標4 実現すべき職場の姿	29
基本目標5 国際社会への協調と理解の推進	32
基本目標6 市民と行政一人ひとりの意識づくりの推進	34
基本目標7 推進体制の充実	38
第4章 関係資料	41
潮来市男女共同参画都市宣言	43
潮来市男女共同参画基本条例	44
潮来市男女共同参画基本計画策定の歩み	48
潮来市男女共同参画市民意識調査結果	49
潮来市男女共同参画基本計画策定推進体制	〃
潮来市男女共同参画審議委員名簿	50
潮来市男女共同参画審議会規則	51
潮来市男女共同参画基本計画策定委員名簿	52
潮来市男女共同参画基本計画策定委員会設置要項	53
※用語説明	54

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

男女が共に社会の対等な構成員として互いを認め合い、共に責任を担い、いきいきとその能力や個性を發揮し、そして将来の夢と希望に満ちた活力ある男女共同参画社会の実現は、私たちの願いです。

これまで潮来市では男女共同参画社会の実現に向け、様々な取り組みがなされてきました。特に、平成15年3月25日に制定された「潮来市男女共同参画基本条例」は、市の基本理念や市・市民・事業者の責務を定めた極めて重要な条例であり、これによって潮来市の男女共同参画社会の実現に新たな一歩が刻み込まれました。さらにこの条例では、男女共同参画社会の基本的枠組みを市民合意の下に定め、社会のあらゆる分野における取り組みを男女共同参画の視点から総合的に推進していくことを目的としています。

この条例にもとづき、市のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させ、総合的・計画的に男女共同参画社会の形成を図っていくため、ここに「潮来市男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画策定の背景

わが国における男女共同参画の形成は、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれたことが大きな契機となり、戦後の国際社会における取り組みと連動しながら、着実に進められてきました。平成11年に、「男女共同参画社会基本法」の成立というかたちでそれまでの取り組みが結実し男女共同参画社会の形成は新たな段階に入りました。

当市においても、国や県の施策を反映した多岐にわたる事業展開を行うなど、不断の努力が結実し、平成15年に「潮来市男女共同参画基本条例」の制定となり、市においても男女共同参画の形成における新たな展開に入りました。

しかし、市民意識調査の結果やあらゆる分野への女性の登用率等からみて、男女共同参画の実現は今後、なお一層の努力が必要であることが分かりました。

このようなことから市において男女共同参画社会の本計画は、「潮来市男女共同参画基本条例」に基づいた男女共同参画に係る法定計画を策定していくものです。

(1) 世界の動き

国連において昭和50(1975)年が「国際婦人年」と定められ、メキシコシティで「国際婦人世界会議」(第1回世界婦人会議)が開催されました。この会議において「平等・発展・平和」を基本理念とするメキシコ宣言と、その目標達成の指針となる「世界行動計画」が採択されました。

昭和51(1976)年から昭和60(1985)年が「国連婦人の十年」とされ、この間、昭和54(1979)年の国連総会では「女子差別撤廃条約」が採択され、昭和55(1980)年のコペンハーゲン会議(第2回世界婦人会議)で57カ国がこの条約に署名しました。

「国連婦人の十年」を締めくくる昭和60(1985)年のナイロビ会議(第3回世界婦人会議)では、「西暦2000年に向けて婦人の地位向上のための将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

また、平成7(1995)年「平等・開発・平和への行動」をテーマに、北京において「第4回世界女性会議」が開催され、女性に地位向上のために積極的に行動を起こすこと、また、女性のエンパワーメント(※1)の重要性が指摘され、国際的な指針として、「女性の権利は人権である。」とうたった「北京宣言」は、2000年までの5年間を女性の地位向上のために優先的に取り組むべき「行動綱領」として採択されました。

平成12(2000)年には、ニューヨークにおいて特別総会「女性2000年会議」を開催し、「行動綱領」の達成状況の検討評価が行われ、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なるイニシアティブに関する文書」を採択しました。

(2) 日本の動き

政府においては、昭和50(1975)年に「婦人問題企画推進本部」が設置され、「世界行動計画」を踏まえ、日本の実情をもとに昭和52(1977)年に「国内行動計画」が策定されました。

昭和60(1985)年には、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉に関する法律」(男女雇用機会均等法)が制定され、我が国も「女子差別撤廃条約」を批准しました。

さらに、ナイロビ将来戦略を受け、国内行動計画が見直され、昭和62(1987)年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

平成3(1991)年、育児休業等に関する法律(育児休業法)が制定されました。

平成6(1994)年には、各省庁事務次官による「婦人問題企画推進本部」が各閣僚級による「男女共同参画推進本部」に引き上げられるとともに、総理府内の婦人担当室が「男女共同参画室」に格上げされ、組織の強化が図られました。

平成7(1995)年、育児休業法が改正され、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)(※2)に名称が変更されるとともに、ILO156号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」を批准しました。

平成8(1996)年、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン」が答申され、政府においてはこれを受けて「男女共同参画2000年プラン」を策定し、4つの基本目標と11の重点目標が掲げられました。

平成11(1999)年、男女共同参画社会基本法が採択され、基本理念として①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的協調が掲げられ、国・地方公共団体及び国民の責務が定められています。また、同年施行された食料・農業・農村基本法において農林水産部門における女性の参画について規定されるとともに、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(改正男女雇用機会均等法)及び育児・介護休業法が全面施行されました。

平成12(2000)年、男女共同参画社会基本法の基本理念を実行に移すための法定計画として、「男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成13(2001)年、省庁再編により、内閣府に国务大臣及び学識経験者で構成する「男女共同参画室」が「男女共同参画局」と改編されました。また、「育児・介護休業法」が改正されました。男女平等を阻害する配偶者等からの暴力を防止する目的で、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)(※3)が一部施行され(全面施行、平成14(2002)年4月)、女性に対する暴力を人権にかかわる問題として捉えました。

平成15(2003)年、市民ネットワークの充実を目指して「女性のチャレンジ支援策」(※4)が定められました。

平成17(2005)年4月、育児・介護休業法が一部改正、12月に男女共同参画基本計画(第2次)が閣議決定されました。第二次の内容では、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30パーセントになるよう期待し、各分野の取り組みを推進していくこととなっています。

(3) 茨城県の動き

茨城県においては、昭和53(1978)年に婦人問題を担当する課として、生活福祉部に青少年婦人課を設置し、男女共同参画への取り組みが始まりました。昭和55(1980)年、担当課が婦人児童課となり、第2次県民福祉基本計画において「婦人の福祉の向上」として位置付けられました。昭和61(1986)年、新県民福祉計画において「女性の地位向上と社会参画の促進」として位置付けられました。平成2(1990)年、婦人問題推進有識者会議から女性プラン策定に関する提言を受けて、「茨城県女性対策推進本部」が設置され、平成3(1991)年3月には「いばらきローズプラン21」が策定されて「いばらきローズプ

ラン21推進委員会」が設置されました。

平成6（1994）年、福祉部に女性青少年課が設置され、平成7（1995）年、茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」が位置付けられ、翌年「茨城ハーモニープラン」が策定されました。

平成11（1999）年、女性青少年課を福祉部から知事公室へと組織改編されました。

平成13（2001）年茨城県男女共同参画推進条例が制定され、茨城県男女共同参画審議会を設置、さらに「茨城県女性対策推進本部」が「茨城県男女共同参画推進本部」と改称されました。

平成14（2002）年、条例の基本理念を具現化し、実効性のある施策を展開するため、「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」が策定されました。

平成18（2006）年3月、茨城県男女共同参画実施計画（平成18年～平成22年）が策定されています。

（4）潮来市の動き及び策定までの経緯

平成13（2001）年、旧潮来町と旧牛堀町が合併して潮来市になったことを機に市民1000人を対象とした「潮来市男女共同参画市民意識調査」を実施し、条例や基本計画等の策定に向けた基礎作りを行い、潮来市第1回「いきいき女性議会」、「男女共同参画公開講座」等の事業を開催し、合併後の市民への男女共同参画事業に対する共通認識を深めるよう、地域間格差の解消に努めました。以来、継続事業として実施されています。

平成14（2002）年、市民対象の「潮来市男女共同参画条例・プラン策定委員会」、職員対象の「庁内男女共同参画ワーキングチーム」を設置し、策定にあたっては、優先的に「潮来市男女共同参画基本条例」の制定に取り組み、平成15年3月25日、第1回定例議会で「潮来市男女共同参画基本条例」が議決され、同年4月1日施行となりました。

平成16（2004）年には、内閣府共催による「男女共同参画宣言都市奨励事業」の実施が決定し、開催に向け「内閣府共催男女共同参画宣言都市実行委員会」を設置しました。

テーマは、「男女共同参画がわかるフォーラムin融和のまち いたこ」とし、潮来市が「男女共同参画都市宣言」のまちであることを再認識し浸透させていくために、団体発表やパネルディスカッション、記念式典及び第20回記念事業「女・男ひとのつどい」を併催し、市内小・中学生、高校生へ各種作品（作文・標語・ポスター）を公募するなど、全市的な取り組みとなりました。

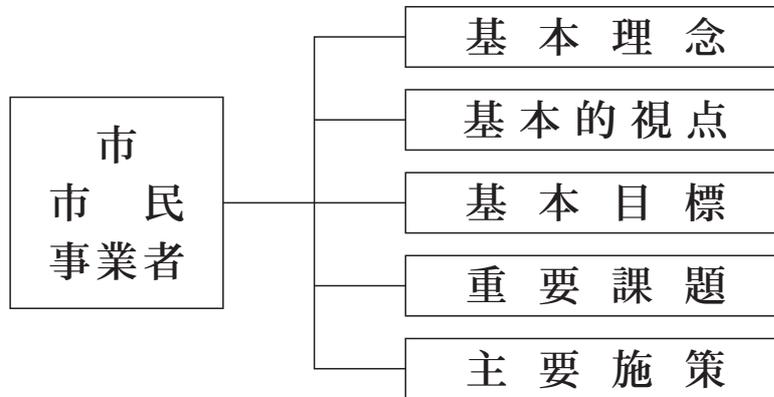
平成17年1月から「男女共同参画総合相談窓口」を設置し、夫やパートナーからの暴力的行為や人権侵害等に関する総合的な相談業務を開始しました。また、同年、「潮来市男女共同参画審議会」、「潮来市男女共同参画基本計画策定委員会」、「庁内男女共同参画基本計画ワーキングチーム」を設置し基本計画の策定に取り組みました。

平成18年度は、昨年度から引き続き「潮来市男女共同参画基本計画」完成に向けての作業に入り、本編・ダイジェスト版の完成に至りました。市民対象事業とし、テーマに基づいた専門的な学者や専門家を招き市民が気軽に参画できるよう、身近な地域の公民館や喫茶店などを会場とし、「E～クオリティーカフェ」事業の1つとして、県事業「サイエンスカフェ」を共催し男女共同参画の視点で、現代的な問題や課題について学習し話し合いを行いました。また、これまで年1回市民対象に開催する「女・男ひとのつどい」事業を「潮来市男女共同参画シンポジウム2006」と名称変更し実施しました。

3 計画の概要

(1) 計画の構成

この計画は、下記のように基本理念から主要施策までを設定し、体系化したものです。主要施策を推進することで、重点課題、基本目標が順次達成され、基本理念が実現される仕組みになっています。



(2) 計画の性格

- ①この計画は、潮来市男女共同参画基本条例第9条に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する計画です。
- ②この計画は、市・市民・事業者及び学識経験者等の市民の代表者で構成される「潮来市男女共同参画基本計画策定委員会」での調査や議論、「男女共同参画審議会」へ諮問し、市報・ホームページ・市民公聴会の実施などにより広く市民の意見を求めながら策定された市民参画による計画です。
- ③この計画は、国及び県の男女共同参画基本計画と潮来市第5次後期総合計画・次世代育成支援地域行動計画・健康いたこ21・生涯学習基本計画等の各種個別計画との整合性を図っていきます。
- ④男女共同参画社会の形成のためには、単に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するだけでは不十分です。施策の中には結果的に男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすものがあることも考えて、幅広い施策を対象に必要な調査・対応をとることが求められます。このために本計画は、男女共同参画社会の実現に向けた直接的な課題を解決するための施策にとどまらず、あらゆる分野における男女共同参画を対象とし、それらに間接的であっても影響を及ぼす施策を含めた計画とします。

(3) 計画の特性

計画の策定にあたっては、次の二つの事項に特に留意しました。

〈1〉世界及び日本国内の最近の動向を踏まえた事項

昭和50年から世界女性会議が継続的に開催され、各国で男女差別の廃止や女性の地位向上のための取り組みが活発化するなかで、日本においても平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、21世紀の最重要課題に位置づけされるまでになりました。これに付随して男女共同参画基本計画が策定され、平成17年12月、第二次基本計画が閣議決定されました。このような動向を踏まえて、特に次に掲げる事項を重視して、市・市民・事業者等が共通認識の上で男女共同参画を推進できる計画とします。

- 1) 「社会的性別」(ジェンダー) (※5) について、明確な定義付けを行い、使用するとともに誤解や混乱の解消を図ること。
- 2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ること。(※6)
- 3) 女性のチャレンジ支援の推進を図ること。
- 4) 男女雇用機会均等の推進を図ること。

- 5) 仕事と家庭・地域社会生活の両立支援（※7）と働き方の見直しと推進を図ること。
- 6) 男女の性差に応じた的確な医療の推進を図ること。
- 7) 男性にとっての男女共同参画社会の意義を重視した広報・啓発を図ること。
- 8) 男女平等を推進する教育・学習の充実を図ること。
- 9) 女性に対するあらゆる暴力の根絶を推進し充実を図ること。
- 10) あらゆる分野において男女共同参画の視点に立って関連施策を立案・実施していくこと。

〈2〉潮来市の特性を踏まえた事項

潮来市は、伝統と風習に育まれると共に、一方では進取の気概に支えられて発展を遂げてきました。また、男女共同参画の取組みについて、「潮来市男女共同参画都市宣言」や「潮来市男女共同参画基本条例」の制定、内閣府共催「男女共同参画宣言都市奨励事業」の開催などと先進的な事業を先駆けて実施してきました。

今後こうした潮来市の特性を踏まえ、特に次に掲げる事項を計画のなかに生かします。

- 1) 「男女共同参画宣言都市奨励事業」開催による意識の高揚を図り、市民ネットワークの活性化などの成果及び「男女共同参画宣言都市のまち」を十分に踏まえ、推進するものであること。
- 2) 幅広い年代の市民や、企業・団体等の男女共同参画に向けた活動の一層の活性化を図り、市民と行政とが協働して計画を推進すること。
- 3) 市民がいつでも必要な時に、情報収集や相談等に対応できる推進体制を整備していくために、活動の拠点整備について適切な時期に設置に向けて準備等を図っていくこと。
- 4) 施策のなかでも特に、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向けた取り組みが、現状はまだ不十分であることから、国の指針と同じく潮来市においても、「2020年までに、あらゆる分野において、指導的地位に占める女性の割合を30%程度になるよう推進していく。」とすること。

（4）計画の期間

この計画は、第2章「めざすべき姿」で「6つの基本的視点」を決定し、それぞれについて「実現すべき姿」とし「7つの基本目標施策」を掲げ、施策の方向性として平成32（2020）年までを見通した、長期的な政策を記述し、具体的施策は平成22（2010）年度までを目標期間とします。平成22年には、計画全体について見直しを行うものとします。ただし、この期間において国や県をはじめ社会情勢の変化に適切に対応し、施策を効果的に進めるために、必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章

めざすべき姿（基本構想）

1 基本理念

ひと
「男女にやさしい あったかあいまち いたこ」をめざして

～ 性別ではなく、その人らしい生き方が選択できるまちづくり ～

2 基本的視点

基本理念に基づき、以下の基本的視点を決定します。

基本的視点 1) 男女の人権の尊重、女性に対する暴力の根絶

男女の個人としての尊厳を重んじ、性差別の解消に向けて女性に対する暴力の根絶等をめざします。

基本的視点 2) 社会における制度又は慣行についての配慮

男女に直接的または間接的に不利益を与えたり、不公正な結果をもたらす地域社会等の制度や慣行のあり方を見直していきます。

基本的視点3) あらゆる分野への男女共同参画

「2020年までに、社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度なるように期待し、取り組みを促進する」という国の方針を踏まえた対応が必要であり、特に

- ①女性の政策・方針決定過程への参画の一層の促進
- ②新たな取り組みを必要とする分野（科学技術、防災(災害復興も含む)）、まちづくりなどにおける女性の参画促進を重視していきます。

基本的視点 4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

一人ひとりが家庭を尊重し、相互の努力と協力により社会の支援を受けながら、家庭生活とその他の活動（仕事や地域活動）に平等に参画し両立できる、豊かで意欲の持てる社会づくりの視点を構築します。

基本的視点 5) 国際的協調の推進と理解

国際化は、社会のあらゆる場面に浸透していることから、国際社会の一員であることを認識し、国際的理解と協力をさらに推進する視点を持ちます。

基本的視点 6) 生涯にわたる健康と権利の尊重

女性も男性も、各人が互いの身体的特徴を十分に理解し、誰もが生涯にわたって心身ともに健康な生活を送ることができる権利を推進していきます。

3 実現すべき姿（基本目標）

基本理念、基本的視点を踏まえ、本計画では、次の7つの基本目標を掲げます。

- | | |
|--------|----------------------|
| 基本目標 1 | 実現すべき家庭の姿 |
| 基本目標 2 | 実現すべき学校の姿 |
| 基本目標 3 | 実現すべき地域の姿 |
| 基本目標 4 | 実現すべき職場の姿 |
| 基本目標 5 | 国際社会への協調と理解の推進 |
| 基本目標 6 | 市民と行政の一人ひとりの意識づくりの推進 |
| 基本目標 7 | 推進体制の充実 |

4 重点事業（リーディング・プロジェクト）（※8）

潮来市の特性を考慮し、男女共同参画をより効果的に推進するために、市・市民・事業者が一体となって優先的に取り組むべき事業を、次のように定めます。

（1）観光の郷「いたこ」のまちづくり

古くから「潮来」は観光地として知られていることから、男女共同参画の視点での観光プロジェクトを組み、男性も女性もいきいきと輝く姿と潮来に住む人のクオリティを資源とし、事業展開を行います。

（2）地域でつくる男女共同参画プランと実施について

地域により、固定的性別役割分担意識等が根強く残っていることから、男女共同参画の視点で見直し、男女が共に責任を担う地域づくりのために積極的格差是正措置（ポジティブアクション）（※9）を行います。

（3）男性にとっての男女共同参画社会づくり

男性にとっての男女共同参画社会の意義と責任を周知していき、男女が共に豊かさを享受できるまちづくり事業を展開します。

（4）新たな取り組みを必要とする分野の男女共同参画の推進

最近における男女共同参画をめぐる社会情勢の変化から、これまで掲げた分野以外の施策においても男女共同参画の視点に立った新たな施策を立案・実施する分野が求められ、新たな取り組みを必要とする分野への男女共同参画を推進します。

①科学技術 ②防災（災害復興も含む） ③地域おこし・まちづくり ④観光 ⑤環境

5 計画体系図

基本理念

「男女にやさしいあったかあいまちいたこ」をめざして
 性別ではなく、その人らしい生き方が選択できるまちづくり

基本的視点

1. 男女の人権の尊重
女性に対する暴力の根絶

2. 社会における制度
または慣行についての配慮

3. あらゆる分野への
男女共同参画

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

5. 国際的協調の推進と理解

6. 生涯にわたる健康と権利の尊重

重点事業（リーディング・プロジェクト）

- 1) 観光の郷「いたこ」のまちづくり
- 2) 地域でつくる男女共同参画プランと実施について
- 3) 男性にとっての男女共同参画社会づくり
- 4) 新たな取り組みを必要とする分野の男女共同参画の推進

基本目標

1. 実現すべき家庭の姿

2. 実現すべき学校の姿

3. 実現すべき地域の姿

4. 実現すべき職場の姿

5. 国際社会への協調と理解の推進

6. 市民と行政の一人ひとりの意識づくりの推進

7. 推進体制の充実

課題

1. 家庭生活への男女共同参画の促進

2. 家庭内における暴力の根絶

3. 多様なライフスタイルに対応する支援

1. 男女共同参画社会の視点にたった学校教育全体を通じた指導の充実

2. 教職員への人権・男女共同参画社会についての取り組みの推進

3. 学校現場における男女共同参画を推進

1. 男女共同参画の視点に立った地域社会活動等の推進

2. 多様なライフスタイルに対応する子育て支援

3. 生涯における健康支援

1. 雇用の場における男女平等の確保

2. 家庭と地域、仕事と家庭の両立支援の環境整備と充実

3. 就職・再就職への支援

4. 自営業における男女共同参画の促進

5. 職場におけるあらゆる暴力防止対策の推進

1. 国際社会への参画促進

2. 国際的協調と理解

3. 国際平和・地球環境保全への貢献

1. 多様なライフスタイルに対応する子育て支援

2. 職場における人権尊重の推進と啓発

3. メディアにおける男女共同参画の視点と人権尊重の働きかけ

4. 女性のチャレンジ支援策の推進と生涯における健康支援

5. 男女共同参画意識の浸透

1. 政策方針決定過程への男女共同参画の推進

2. 庁内推進体制の充実

3. 職員人材育成の充実

4. 市政への男女共同参画

5. 相談体制・相談業務の充実

施策

1. 性別による固定観念を植え付けず、個性を大切にした子育ての推進
2. 家庭における健康支援の充実と推進

1. 配偶者・パートナー等からの暴力の根絶に向けた取り組み

1. 仕事と家庭の両立支援・子育て支援体制の整備

1. 教育現場における人権尊重の視点に立った実態の調査研究等の推進

1. 人権・男女共同参画社会の形成と教育・指導の推進

1. 学校現場における男女共同参画を推進

1. コミュニティへの男女共同参画 2. ボランティア・NPOへの参画
3. 自立を支える学習の機会や福祉の充実 4. 消費者への自立支援の取り組みへの推進
5. 福祉の充実

1. 地域で実施する子育て支援活動の推進と整備

1. 男女の生涯にわたるライフステージに応じた健康保持と学習機会の提供
2. スポーツ・レクリエーション活動の男女共同参画 3. 高齢者の日常生活の支援

1. 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保 2. 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

1. 男性の育児休暇・休業の支援と推進（社会的評価を高めていく等）

1. 特に女性のための就職・再就職への支援体制の充実

1. 自営業者における男女共同参画の推進

1. 多様化する暴力的行為の防止対策推進

1. 国連や国際社会の動向の情報提供の機会と推進

1. 国際的協調と理解への取り組み 2. 市内在住外国人への支援

1. 国際平和・地球環境保全への理解と推進

1. 行政で実施する子育て支援活動の支援と整備

1. 人権・同和教育・社会的性別（ジェンダー）の推進

1. メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重の取り組み
2. 政策方針決定過程への女性の参画拡大
3. エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

1. チャレンジ支援策を推進 2. 入札制度への男女共同参画の視点を導入
3. 高齢化社会に配慮した施策と介護支援体制の充実
4. ひとり親家庭への支援と充実 5. 障害者の日常生活支援

1. 男女共同参画に関する情報収集と分析

1. 審議会・委員会等への積極的な登用 2. 市民ネットワークの充実 3. 企業支援策の充実

1. 条例・計画の適切な進行管理

1. 男女共同参画に関する職員研修の充実

1. 市政に関する取り組み 2. 男女共同参画に関する取り組み

1. 男女共同参画の視点での相談業務の充実 2. 他関係機関との情報交換と連携

第3章

基本計画（実施計画）

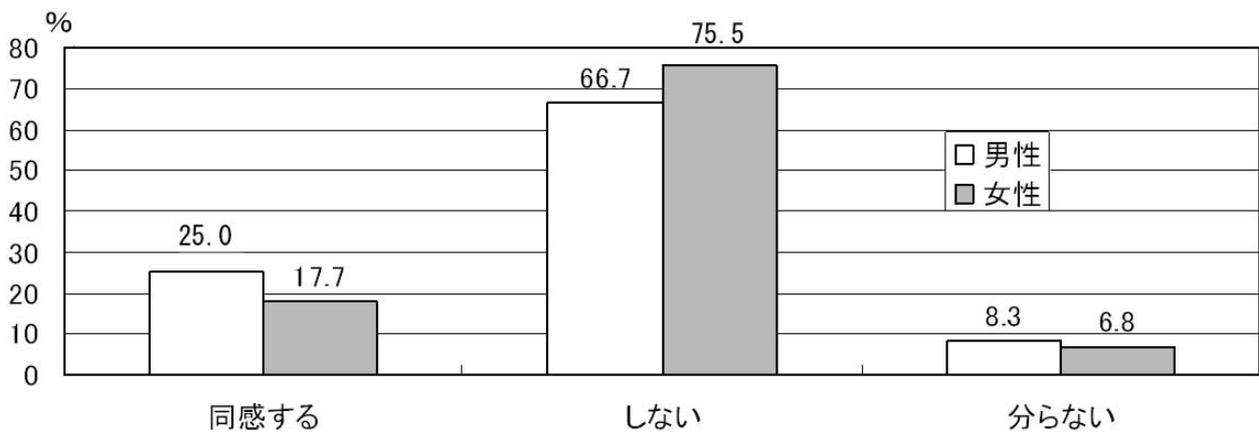
基本目標 1 実現すべき家庭の姿

＜現状と課題＞

男女が安心して子供を産み育て、家族としての責任を果たし、仕事・家庭生活・地域活動等について、バランスをとりながら参画できる社会を形成していくことが重要です。

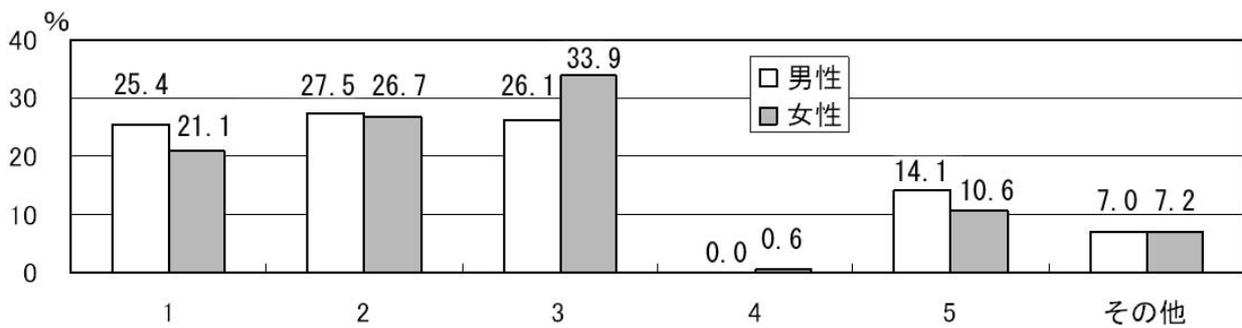
市民意識調査の結果から、男性の意識の中では女性の社会進出を肯定しつつ（図4）、家庭での役割分担になると女性が仕事の他に家事や育児・介護等を大きく担っていることがわかります。（図1，2）したがって、家庭での男女共同参画の実現は、男性の家事・育児等の参画が重要な課題となっています。

図1 「男は仕事、女は家庭」という考え方について



潮来市市民意識調査（平成13年）

図2 「男女の家庭での役割分担の現状」



- 1 男は仕事、女は家事・育児・介護
- 2 男は仕事、女は家事・育児・介護に差支えない範囲で仕事
- 3 男女とも仕事、家事・育児・介護は主に女が分担
- 4 男女とも仕事、家事・育児・介護は主に男が分担
- 5 男女とも仕事、家事・育児・介護も平等に分担

潮来市市民意識調査（平成13年）

図3 「各分野での平等感について」

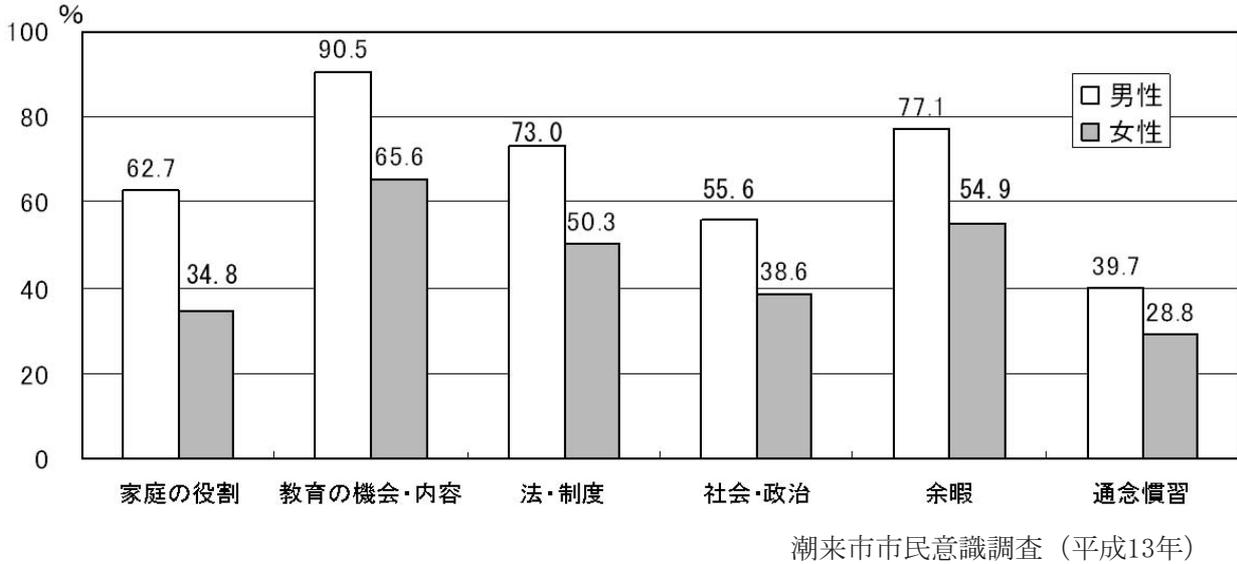


図4 「女性が職業を持つことについて」どう思うか。

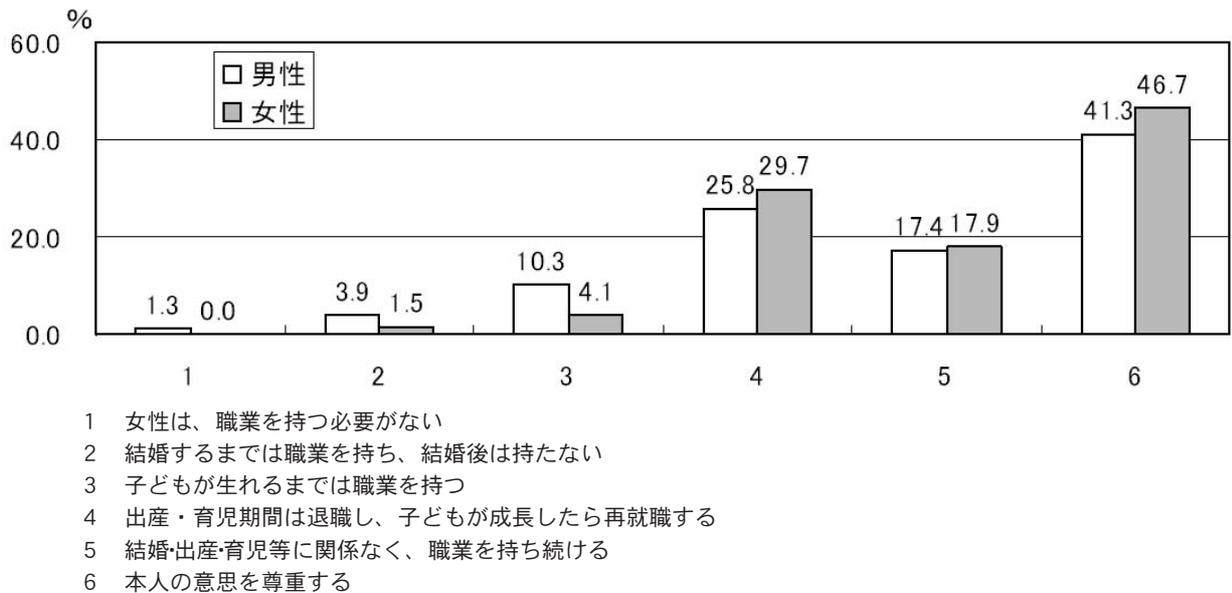


表1 男性の育児・家事時間の国際比較

国名	育児	家事
日本	0.4時間	0.4時間
英国	1.5時間	1.7時間
米国	0.6時間	2.4時間
スウェーデン	1.2時間	2.5時間

(平成13年度 総務省「社会生活基本調査」より作成)

＜施策の方向性＞

家族がそれぞれの人格を尊重し、家事・育児・介護等を男女がともに対等に担い合い協力し、同時に、地域社会全体が支援体制をつくる環境づくりが重要です。

したがって、育児や家事・介護等の無償労働に対する経済的価値を認識できるよう調査研究を進め、男性の意識改革を図るための啓発や学習の場を提供していきます。

家庭教育がその後の人格形成に大きな影響を及ぼすことから、性別にとらわれない、個性と能力を尊重した教育が行われるようにします。

また、家庭内での暴力根絶に向けた取り組みの推進は、配偶者やパートナーからの暴力的行為の実態がドメスティックバイオレンス（DV）（※10）だけでなく、モラルハラスメント、パワーハラスメント、デートDV等と多様化しており、また、乳幼児や高齢者への虐待等と関連しており、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みは、課題が山積しています。

したがって、このような観点から、調査研究を進め早期解決に向けた取り組みが求められています。

課題1 家庭生活への男女共同参画の促進

施策1 性別による固定観念を植え付けず、個性を大切にした子育ての推進

各種取り組み内容	所管課名
(1) 家庭教育(※11)に関する学習機会の充実及び情報提供 (男性(父親)の育児、家事、介護等への参画促進意識づくり)	総務課 中央公民館 市民福祉課 かずみ保健福祉センター
(2) 介護者の研修や学習の場の提供(家族介護教室等の充実)	保険年金課
(3) 無償労働(家事・育児・介護等)に対する評価と調査	秘書政策課
(4) 家庭教育学級(※12)開設の広報・啓発と促進(平成21年度補助廃止)	中央公民館
(5) 「家庭の日」普及啓発の広報・啓発等	中央公民館
(6) 農村・漁村における生活研究の支援	農政課
(7) 家族経営協定(※13)の促進	農政課
(8) 女性農業士の支援	農政課
(9) 後継者育成事業への男女共同参画	農政課

施策2 家庭における健康支援の充実と推進

各種取り組み内容	所管課名
(1) 生涯を通じた男女の健康支援の充実と啓発 (リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)(※14)	かずみ保健福祉センター 総務課
(2) 女性講座等の開設の推進 (更年期、子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等予防対策の推進)	かずみ保健福祉センター 中央公民館
(3) 男性講座の開設の推進 (男性の更年期障害対策等)	かずみ保健福祉センター 中央公民館

課題2 家庭内における暴力の根絶

施策1 配偶者・パートナー等からの暴力の根絶に向けた取り組み

各種取り組み内容	所管課名
(1) 女性に対する暴力防止についての意識啓発 ・DV防止法 ・ストーカー規制法(※15) ・セクシュアル・ハラスメント防止法等(※16)	総務課 市民福祉課
(2) 女性に対する暴力に関する調査研究	総務課
(3) 相談・カウンセリング等体制の整備(人権相談を含む)	市民課 総務課 市民福祉課
(4) 県婦人相談所等公的機関や他市町村との連携・情報交換	市民福祉課
(5) 乳幼児や高齢者虐待等の根絶に向けた体制の推進	かずみ保健福祉センター 市民福祉課

課題3 多様なライフスタイルに対応する支援

施策1 仕事と家庭の両立支援・子育て支援体制の整備

各種取り組み内容	所管課名
(1) 仕事と家庭・地域活動の両立支援と働き方の見直しの推進と啓発	総務課 市民福祉課
(2) 家庭学級講座の推進	中央公民館 かずみ保健福祉センター
(3) 子育てに関する相談・支援体制の整備と充実	市民福祉課 かずみ保健福祉センター 学校教育課 中央公民館
(4) 保育所、幼稚園、学童クラブの充実・子育て広場等事業の支援	市民福祉課
(5) 男女がいきいきと働くモデル事業の紹介と広報	秘書政策課
(6) 高齢者による子育て支援	市民福祉課

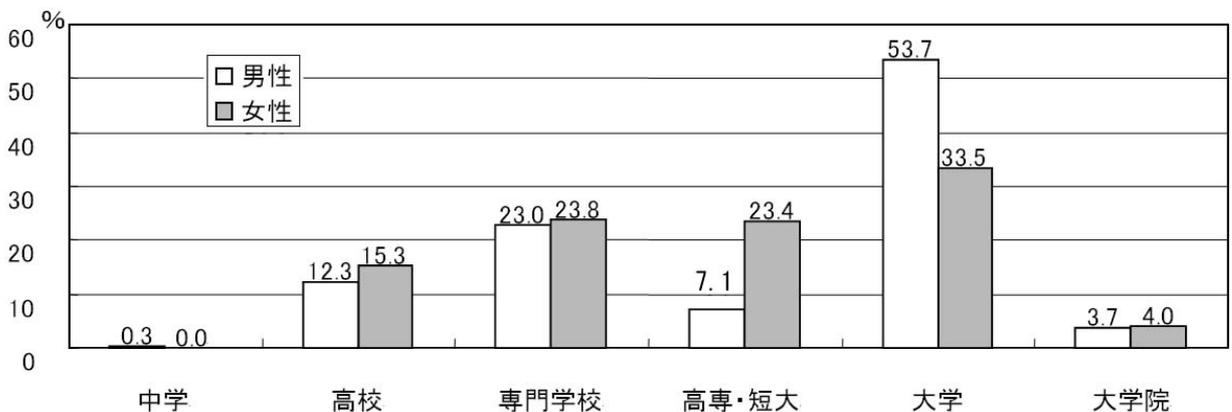
基本目標 2 実現すべき学校の姿

＜現状と課題＞

人格形成の基礎となる幼児教育・学校教育が、その後の男女共同参画の意識の形成に大きな影響を及ぼすと考えられています。したがって、学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、男女平等が歴史的にいかに進展してきたかなど、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについて指導の充実を図ります。さらに、教科書などの教材においても適切に配慮していくことが重要となっています。

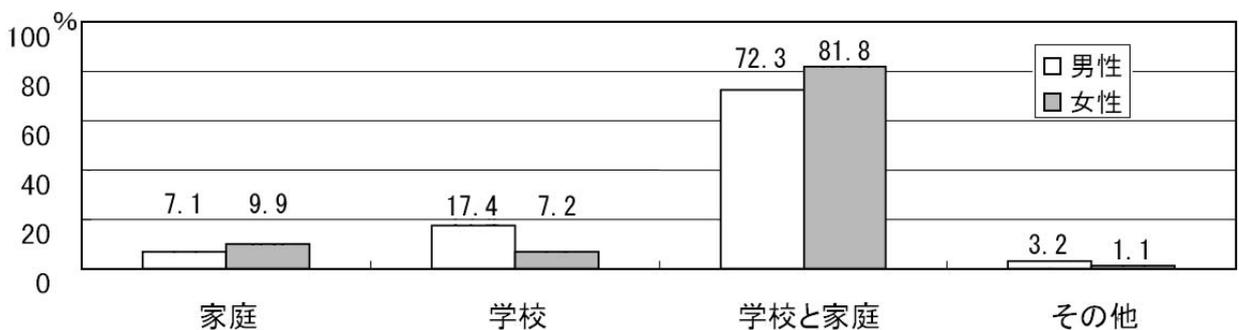
市民意識調査の結果、「教育の機会・内容」等に対する平等感は、男女間に格差があり（図5）、積極的に教育課程の全領域を通して、人権の尊重、男女平等、相互理解、協力についての指導を充実することが重要です。また、学校行事の運営やPTA活動などの実践活動において男女共同参画を積極的に推進していきます。

図5 「教育の機会・内容」についてどこまで望むか。



潮来市市民意識調査（平成13年）

図6 「子どもの性教育の場」に望むのは。



潮来市市民意識調査（平成13年）

<施策の方向性>

学校においては、教育現場の男女平等に関する実態の調査研究を進めるとともに、教職員の理解が得られるよう、男女共同参画に関する研修の機会の充実を図り、人権尊重の視点に立った教育を推進します。

課題1 男女共同参画社会の視点にたった学校教育全体を通じた指導の充実

施策1 教育現場における人権尊重の視点にたった実態の調査研究等の推進

各種取り組み内容	所管課名
(1) 学校現場における男女共同参画社会の推進と実態調査研究	学校教育課
(2) 男女共同参画社会の視点を考慮した教材や指導方法等の手引きの作成や活用と見直し	学校教育課
(3) 男女混合名簿の継続と推進	学校教育課
(4) 家庭科授業必修の推進と充実	学校教育課
(5) 男女共同参画の理念に関する保護者の理解と啓発・促進	学校教育課
(6) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を盛り込んだ小・中学校における性教育の充実	学校教育課
(7) 国際社会の理解と学習の充実	学校教育課 総務課
(8) 幼児期を含めた全教育課程の人権尊重教育・男女平等教育・指導の充実	学校教育課
(9) 健全な食生活を実現する能力を養成する食育の推進	学校教育課 農政課 かすみ保健福祉センター
(10) 理工系分野への女性登用拡充のため教育の推進	学校教育課

課題2 教職員への人権・男女共同参画社会についての取り組みの推進

施策1 人権・男女共同参画社会の形成と教育・指導の推進

各種取り組み内容	所管課名
(1) 教職員の男女平等意識の形成の学習機会の充実	学校教育課
(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を盛り込んだ小・中学校における性教育の充実	学校教育課 かすみ保健福祉センター
(3) 発達段階に対応できる心の教育の充実	学校教育課
(4) 障害児教育の実施と指導教職員研修の機会の充実	学校教育課
(5) 校務分掌規程における男女共同参画の推進	学校教育課
(6) 校務決定過程における女性教職員参画の促進	学校教育課

課題3 学校現場における男女共同参画を推進

施策1 学校現場における男女共同参画を推進

各種取り組み内容	所管課名
(1) 学校公開授業の推進と学校施設の開放促進	学校教育課
(2) 体育館の夜間開放の推進	学校教育課 中央公民館
(3) 学校教育への指導助言者の充実	学校教育課
(4) 学校現場でのセクシャル・ハラスメント防止対策の推進	学校教育課
(5) 教育相談事業の充実 ① 教育相談室（適応指導教室の充実） ② 心の教室相談員の充実 ③ スクールカウンセラーの活用	学校教育課
(6) 男性保育士・男性教諭等の積極的な登用	人事財政課 市民福祉課
(7) 学校運営・学校行事・PTA活動等すべての教育活動における男女共同参画参画の推進	学校教育課 中央公民館
(8) 奨学金制度に関する情報提供	学校教育課

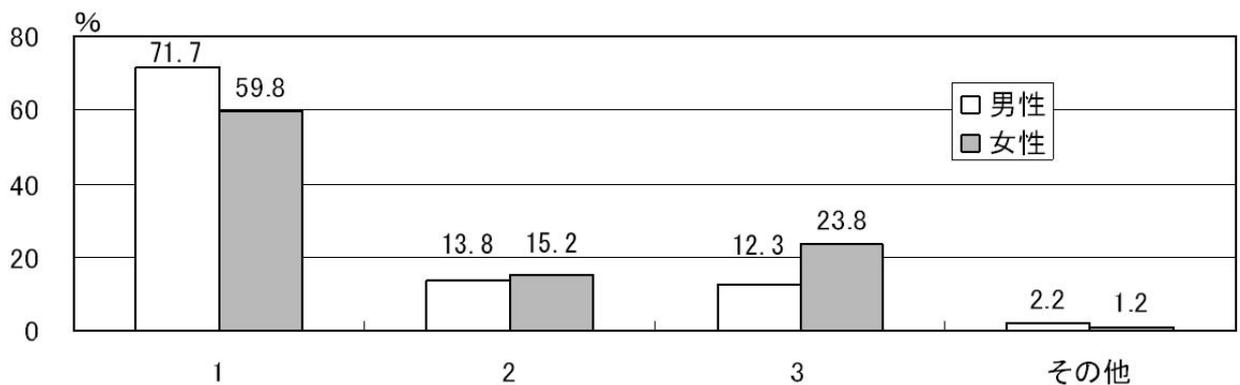
基本目標 3 実現すべき地域の姿

＜現状と課題＞

潮来市内において、地域における制度や慣行には、それぞれの地域のそれまでの経緯の違いから、男女平等に対する意識の違いが見られます。また、男女共同参画社会の形成という新しい視点から見た場合、男女の置かれている立場の違いが多く見られます(図7、8)。この基本計画の策定には、個人の能力と個性を十分に発揮し生かすことのできる風土づくりと、特に女性の声を地域に反映させる仕組みづくりが、今後の意識啓発を図るために大きく期待されています。そして、少子・高齢社会の進展は、急速に地域社会への変化をもたらし、種々の課題を生み出しています。したがって、家庭での育児や介護等の負担を軽減し、地域で支援する環境が求められています。

平成6(1994)年カイロで開催された世界人口・開発会議においては、個人、特に女性が身体的、精神的及び社会的に健康であるための自己決定権を保障する考え方「プロダクティブ・ヘルス/ライツ」 「性と生殖に関する健康と権利」が提唱され、この視点から生涯を通じた健康支援のための総合的な施策の推進が求められています。

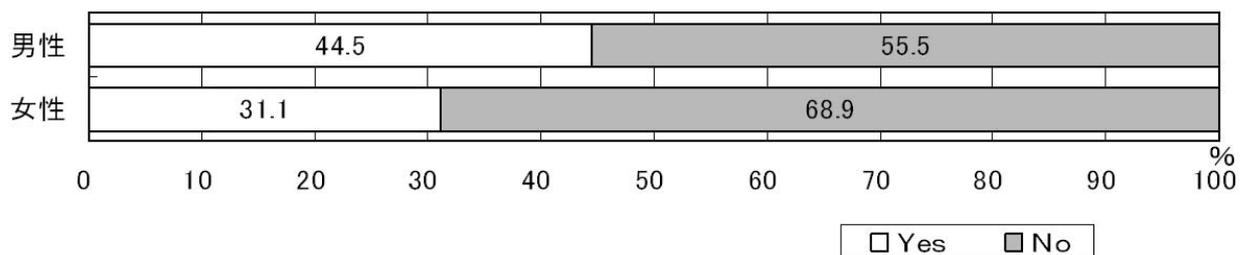
図7 地域づくりの方針決定に多くの女性が参加することについて



- 1 大いに参加すべき
- 2 一定の比率で参加すべき
- 3 行政は、女性の人材育成や能力開発の機会を設けるべき

潮来市市民意識調査 (平成13年)

図8 地域での政策決定の参画機会は開かれているか



潮来市市民意識調査 (平成13年)

＜施策の方向性＞

男女が地域社会の対等な構成員として、その個性と能力を発揮し積極的に参画し意識を高めるよう環境整備に努めます。スポーツ・レクリエーションやボランティア・NPO（※17）等の場を含めた地域活動への男女共同参画を推進します。また、男女の能力や活動を適正に評価し、地域リーダーの育成を図っていきます。

ライフスタイルの多様化は子育てにもニーズの多様化を生み出し、的確に対応していくためには子育てしながら男女が主体的な生き方を選択できるよう、地域における支援体制の充実が望まれています。さらに、高齢者や障害者、ひとり親家庭が安心して暮らせるために、地域や行政が一体となった幅広い支援体制を講じます。

また、心と体の変化しやすい思春期・青年期・更年期・向老期・老年期等生涯を通じてどのように健康に過ごしていくかは全ての市民の課題です。とりわけ女性は、妊娠・出産などを含めた課題があることから、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点を尊重し、生涯にわたる健康づくりを推進します。

課題1 男女共同参画の視点に立った地域社会活動等の推進

施策1 コミュニティへの男女共同参画

各種取り組み内容	所管課名
(1) 男女共同参画チャレンジ支援事業の推進 ・女性の起業家支援 ・再就職支援	総務課 観光商工課
(2) 地域活動における女性の参画の促進と支援	総務課 中央公民館
(3) 地域リーダーの養成	総務課
(4) 地域の事業や決定過程への女性の参画	総務課
(5) 女性の消防団への参画の推進	総務課
(6) 男性のための意識啓発事業の推進	総務課
(7) 地域ぐるみで人権に関する意識啓発の推進 ・女性に対する暴力防止についての意識啓発 (DV防止法・ストーカー行為防止規制法・セクシュアル・ハラスメント防止等) ・人権教育の推進	市民福祉課 市民課 総務課 中央公民館

施策2 ボランティア・NPOへの参画

各種取り組み内容	所管課名
(1) ボランティア活動の啓発・拠点の充実	総務課
(2) ボランティア・NPO活動の促進	総務課
(3) ボランティア活動に関する情報提供・相談窓口の設置	総務課 市民福祉課
(4) 住民ボランティア活動への参画促進	総務課 市民福祉課
(5) 生涯学習ボランティアの推進	中央公民館

施策3 自立を支える学習の機会や福祉の充実

各種取り組み内容	所管課名
(1) 地域で行う男女共同参画の推進事業（リーディングプロジェクト）	総務課
(2) 地域における子育てサークル活動・ネットワークの設置と支援	市民福祉課 中央公民館
(3) 環境学習事業の推進	環境課
(4) 障害者就業・生活支援センターの充実	市民福祉課

施策4 消費者への自立支援の取り組みへの推進

各種取り組み内容	所管課名
(1) 情報提供と啓発	総務課 秘書政策課
(2) 消費生活に関する相談	総務課
(3) 消費生活の指導者や消費者団体等の養成と支援	総務課

施策5 福祉の充実

各種取り組み内容	所管課名
(1) 保健福祉情報システムの構築	市民福祉課 かずみ保健福祉センター
(2) 民生委員・児童委員の地域活動の促進	市民福祉課
(3) 交通バリアフリーの推進	都市計画課 総務課
(4) 建築物におけるバリアフリーの推進	都市計画課 総務課

課題2 多様なライフスタイルに対応する子育て支援

施策1 地域で実施する子育て支援活動の推進と整備

各種取り組み内容	所管課名
(1) 子育て支援体制の充実と子どもを安心して生み育てられる環境の整備 ① 子育てネットワークの活動支援 ② 子育て支援団体活動の支援 ③ 学童クラブの充実 ④ 一時預かり、緊急保育の整備と充実 ⑤ 保育所整備の充実 ⑥ 男性保育士の採用(官民への働きかけ) ⑦ 保育士対象の男女共同参画研修の実施 ⑧ 働く女性の母性健康管理の啓発	市民福祉課 市民福祉課 市民福祉課 市民福祉課 市民福祉課 市民福祉課 市民福祉課 市民福祉課 かずみ保健福祉センター
(2) 子育て相談業務の充実 ① 子育てサークルの育成 ② 高齢者による子育て支援	市民福祉課 保険年金課

課題3 生涯における健康支援

施策1 男女の生涯にわたるライフステージに応じた健康保持と学習機会の提供

各種取り組み内容	所管課名
(1) 思春期の性に関する相談と学習の機会の充実	かすみ保健福祉センター 学校教育課 総務課
(2) 年代(青年期・更年期・老年期等)に応じた健康管理と学習会の充実	かすみ保健福祉センター 総務課
(3) 妊産婦の健康支援(健康診断・妊産婦保健指導の充実)	かすみ保健福祉センター
(4) 性感染症に関する正しい知識の普及	かすみ保健福祉センター
(5) 住民健診の重要性の周知と推進	かすみ保健福祉センター

施策2 スポーツ・レクリエーション活動の男女共同参画

各種取り組み内容	所管課名
(1) 女性指導者の育成	中央公民館 総務課
(2) スポーツ・健康教室・講座の開設	中央公民館 かすみ保健福祉センター
(3) 障害者団体の育成、スポーツ、レクリエーションの充実	市民福祉課
(4) 高齢者の積極的な社会参加と健康・生きがいがづくり支援	かすみ保健福祉センター 中央公民館 市民福祉課
(5) スポーツ少年団活動の支援	中央公民館

施策3 高齢者の日常生活の支援

各種取り組み内容	所管課名
(1) 地域包括支援センター設置と地域ケア体制の充実	保険年金課 市民福祉課
(2) 老人介護等の実態調査等	保険年金課 市民福祉課
(3) 介護予防の推進と基盤整備(地域支援事業の推進)	保険年金課
(4) 高齢者の積極的な社会参加の推進	市民福祉課 中央公民館
(5) 認知症高齢者支援対策の推進	市民福祉課
(6) 高齢者に配慮したまちづくりの推進	都市計画課 市民福祉課 秘書政策課

基本目標 4 実現すべき職場の姿

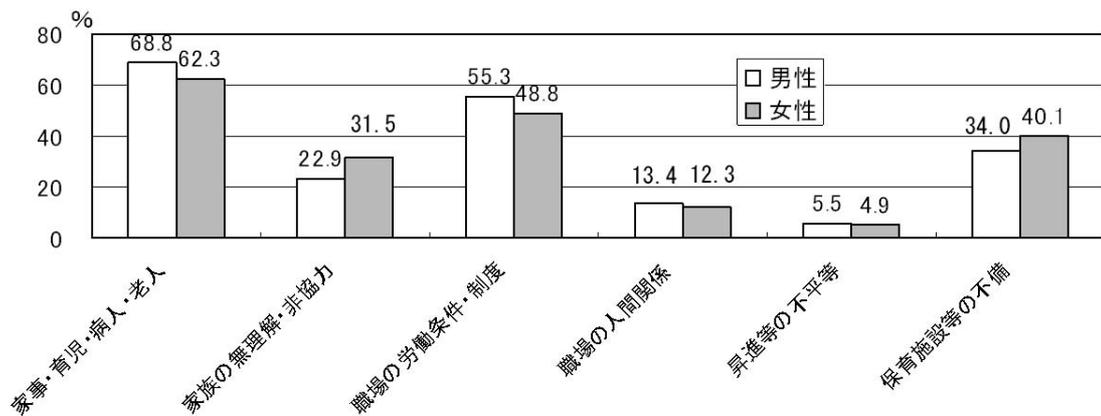
＜現状と課題＞

人口減少による労働力不足のために、女性の労働力が求められ、共働き世帯は増加の傾向にあります。このような現状によって、働き方を見直し、仕事と家庭生活の両立・仕事と地域社会活動の両立が、生涯を豊かに暮らしていくための重要な課題となっています。

男女雇用機会均等法の改正により、働きやすい条件づくりが整いつつあるといえますが、意識調査の結果でも、雇用・待遇・昇進に関する男女格差は依然として大きいのが現状です(図10)。あらゆる就業の場において、男女が持てる力を十分に発揮できるように、均等な機会と意欲・能力に応じた待遇の確保が求められています。働き方の多様化(パートタイム労働、派遣労働、在宅労働等)により、非正規雇用者が増大しており、特に女性労働者に多く存在します。結婚や子育てのために離職する女性がいまだに多いのが現状であり、このような問題解決のために環境整備や、就職・再就職に対する支援が求められています。

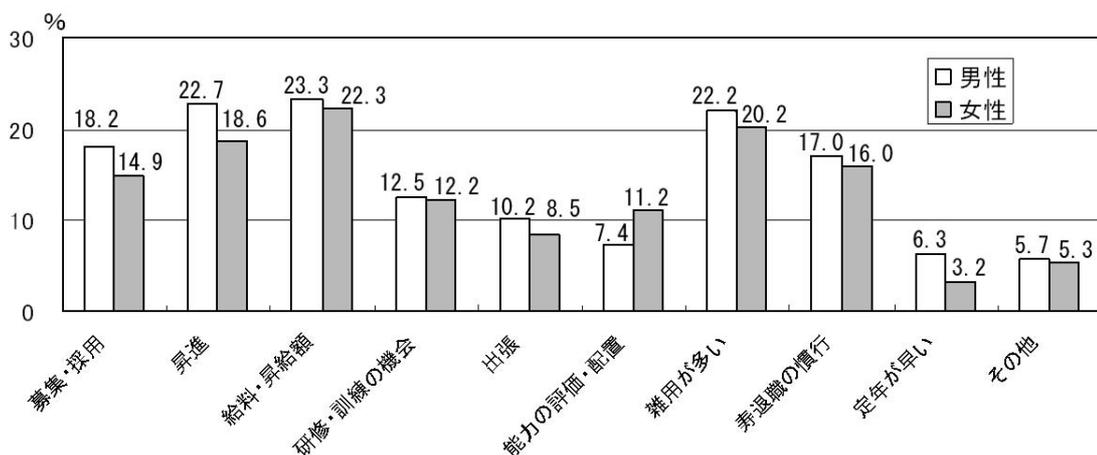
女性が継続して勤めることを困難にしている理由は「育児や家事、介護の負担」、「職場の労働条件・制度が不十分」、「保育施設等の不備」(図9)となっていることから、雇用者側の「男女雇用機会均等法」等の理念の周知徹底と意識改革を図り、同時に職場における子育て支援等の風土づくりや環境整備(託児所・保育所の設置や育児・介護休業法等の制度)により、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ安心して職業生活を営むことができるよう、早急な体制づくりが求められています。

図9 「女性が職業に就いたり、継続して勤めることを困難にしている課題」



潮来市市民意識調査 (平成13年)

図10 職場での男女不平等待遇 (複数回答)



潮来市市民意識調査 (平成13年)

＜施策の方向性＞

男女雇用機会均等法や育児・介護休業法などの法的整備は進んできており、これらの法制度を広く市民や事業者にも周知していき、事業者に対して雇用管理を働きかけるなど、就業の場における男女共同参画を進めます。また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、企業等への防止を徹底するとともに、被害者救済の対応として相談体制の充実を図ります。

また、若者の引きこもり、ニートやフリーターに対しては、多様な働き方を選択できるように、関係機関と連携して就職情報の提供をするとともに、能力開発のための各種講座の開設をするなど、就職や再就職のための支援を充実するよう進めます。

育児・介護休業制度の普及や多様な保育・介護サービスの推進などにより、男女が働きながら家事・育児・介護などの家庭生活と職業生活とを両立できる施策の充実をめるとともに、「農林商工等自営業者への対策」についても取り組み、男女がいきいきと働くモデル事業所などを積極的にPRします。

課題1 雇用の場における男女平等の確保

施策1 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

各種取り組み内容	所管課名
(1) 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の周知徹底	観光商工課
(2) 事業所等における就業状況等実態の把握	総務課
(3) 中小企業のための低金利融資制度の充実	観光商工課
(4) 労働条件の情報提供や相談体制の充実	観光商工課
(5) 中小企業退職金制度の加入促進	観光商工課
(6) 女性の積極的な登用等に関する企業・事業所等への啓発	観光商工課 総務課

施策2 多様な働き方を可能にする雇用環境の整備

各種取り組み内容	所管課名
(1) 男女が働きやすい環境づくりセミナーの開催	観光商工課
(2) 女性のための労働相談窓口の設置	観光商工課
(3) 短時間正社員などの質の高い多様な働き方の普及啓発	観光商工課
(4) 労働時間短縮やフレックスタイム制導入に対する啓発	観光商工課
(5) パートタイム労働、派遣労働対策の総合的な推進のための情報提供	観光商工課
(6) 在宅勤務等、新しい就業形態等に係る施策の推進のための情報提供	観光商工課
(7) フリーター対策の啓発	観光商工課

課題2 家庭と地域、仕事と家庭の両立支援の環境整備と充実

施策1 男性の育児休暇・休業の支援と推進（社会的評価を高めていく等）

各種取り組み内容	所管課名
(1) 仕事と家庭の両立をテーマにした学習会の開催	観光商工課 総務課
(2) 男女がいきいきと働くためのロールモデル(※18)の紹介と推進	秘書政策課 総務課
(3) 育児休暇・休業、介護休暇、ボランティア休暇等の推進	観光商工課
(4) 昇給・昇格男女格差是正改善措置（女性管理職の登用の啓発）	観光商工課
(5) ノー残業デー運動の促進	人事財政課

課題3 就職・再就職への支援

施策1 特に女性のための就職・再就職への支援体制の充実

各種取り組み内容	所管課名
(1) 男女共同参画の視点に立った職業能力開発の情報提供	観光商工課
(2) ハローワーク(職業安定所)等との連携	観光商工課 総務課
(3) ひとり親家庭の親への就業支援	市民福祉課
(4) 職業相談・職業紹介等、女性の再就職先支援のための情報収集・提供	観光商工課
(5) 就職・再就職支援のための講座の開催	観光商工課 総務課 中央公民館
(6) 女性の再雇用に関する事業主への啓発	観光商工課
(7) 中高年齢者の職業相談の実施	観光商工課
(8) ニート対策の啓発	観光商工課

課題4 自営業における男女共同参画の促進

施策1 自営業者における男女共同参画の推進

各種取り組み内容	所管課名
(1) 商業・農業・漁業における男女共同参画の推進	総務課 観光商工課 農政課
(2) 農村・漁村における生活研究の支援	農政課
(3) 家族経営協定の促進	農政課
(4) 女性農業士の支援	農政課
(5) 後継者育成事業への男女共同参画	農政課
(6) 女性農業委員の推進と支援	農業委員会
(7) 女性起業家の育成 ①潮来市元気アッププランの推進 ②潮来市元気アップチャレンジ事業の啓発	農政課
(8) 多様な担い手を確保するための啓発	農政課 観光商工課
(9) 関係機関の役員への積極的格差是正措置の啓発	観光商工課
(10) 商業・農業・漁業における労働時間の短縮の啓発	農政課

課題5 職場におけるあらゆる暴力防止対策の推進

施策1 多様化する暴力的行為の防止対策推進

各種取り組み内容	所管課名
(1) セクシュアル・ハラスメント防止についての意識啓発	人事財政課
(2) パワー・ハラスメント防止についての意識啓発	総務課
(3) モラル・ハラスメント防止についての意識啓発	総務課

基本目標 5 国際社会への協調と理解の推進

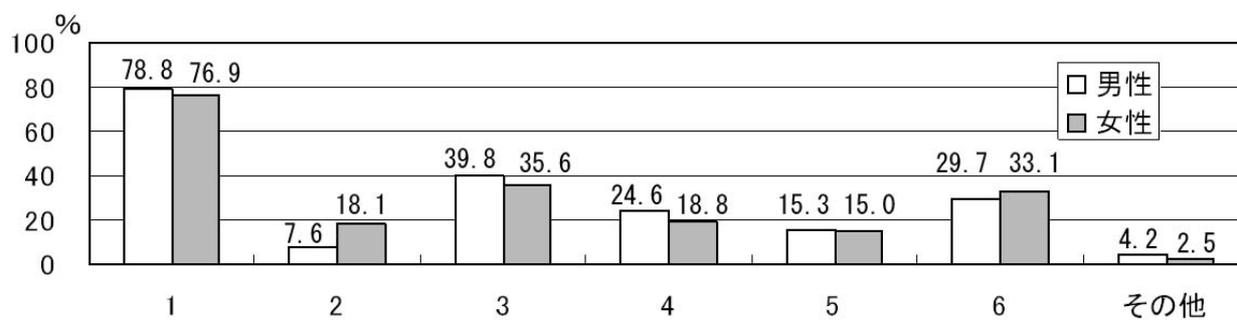
＜現状と課題＞

国際化の進展に伴い、政治、経済、文化等、あらゆる分野に国際化の浸透が見られます。人権（女性）問題としての取り組みは、国際的な歩調を合わせながら推進され、国際規定が国内においても男女共同参画推進の大きな原動力となっています。

潮来市においても、中学生海外派遣事業を実施し、アメリカ・サンアントニオ市と交流を深めています。また、当市の在住外国人と共に地域の一員として暮らしやすいまちづくりを推進するために、男女共同参画への理解をともに深め、異なる文化や価値観・生活習慣をお互いに理解していく交流機会を推進していくことが必要です。

また、国際的視野を持った人材育成と、民間の国際交流活動を支援していくことが重要であり、男女共同参画社会への取り組みは、国際的協調の下に行うことが求められています。

図9 国際化時代への対応（複数回答）



- 1 外国での風俗・習慣・文化を知る
- 2 外国での事件や出来事を知る
- 3 政治・経済などの国際関係を理解する
- 4 外国へ行ってみる
- 5 外国人に対するボランティア活動に参加する
- 6 外国人の交流会に参加する

潮来市市民意識調査（平成13年）

＜施策の方向性＞

あらゆる分野に国際化が浸透していることから、国際社会の一員である自覚と同時に、国際的規定について周知し、その水準に達成するよう努力し取り組んでいくことが、男女共同参画社会に対しての関心を高め、国々の状況を認識することにつながります。

また、未来を担う子供たちが諸外国の生活や文化を理解し、尊重し合い、共存し合うという国際的視野をもつことができる学習環境づくりを行っていきます。

課題1 国際社会への参画促進

施策1 国連や国際社会の動向の情報提供の機会と推進

各種取り組み内容	所管課名
(1) 国際社会への積極的参加と理解と交流の推進	総務課
(2) 男女共同参画社会の国際的条約等の周知推進	総務課
(3) 国際会議等への積極的参加の推進と支援	総務課
(4) 海外派遣事業等への市民参加の推進と支援	総務課
(5) 外国人と市民の交流の促進	総務課
(6) 国際交流に関する情報収集及び促進	総務課

課題2 国際的協調と理解

施策1 国際的協調と理解への取り組み

各種取り組み内容	所管課名
(1) 英語教育や国際理解教育の充実	学校教育課
(2) 民間の国際交流団体等（NGO、NPO）の支援	総務課
(3) 世界諸都市との交流促進	総務課
(4) ホームステイ・学生親善大使事業の実施	学校教育課
(5) 中学生の海外派遣研修事業の推進	学校教育課
(6) 国際理解のための講座の実施	中央公民館
(7) 人づくりを通じた国際協力の推進	総務課

施策2 市内在住外国人への支援

各種取り組み内容	所管課名
(1) 外国人のために日本語講座の開設	総務課 中央公民館
(2) 外国人相談業務の整備・充実	総務課
(3) 外国人のための広報・広聴業務の推進	秘書政策課
(4) 外国語による公共表示の推進	秘書政策課
(5) 外国語による情報提供	秘書政策課

課題3 国際平和・地球環境保全への貢献

施策1 国際平和・地球環境保全への理解と推進

各種取り組み内容	所管課名
(1) 国際平和・地球環境保全に関する展示等の開催	総務課
(2) 地球環境問題の啓発	環境課
(3) 環境に配慮した施策の推進	環境課
(4) 国際的治安維持の推進	総務課
(5) テロリスト対策の情報提供	総務課

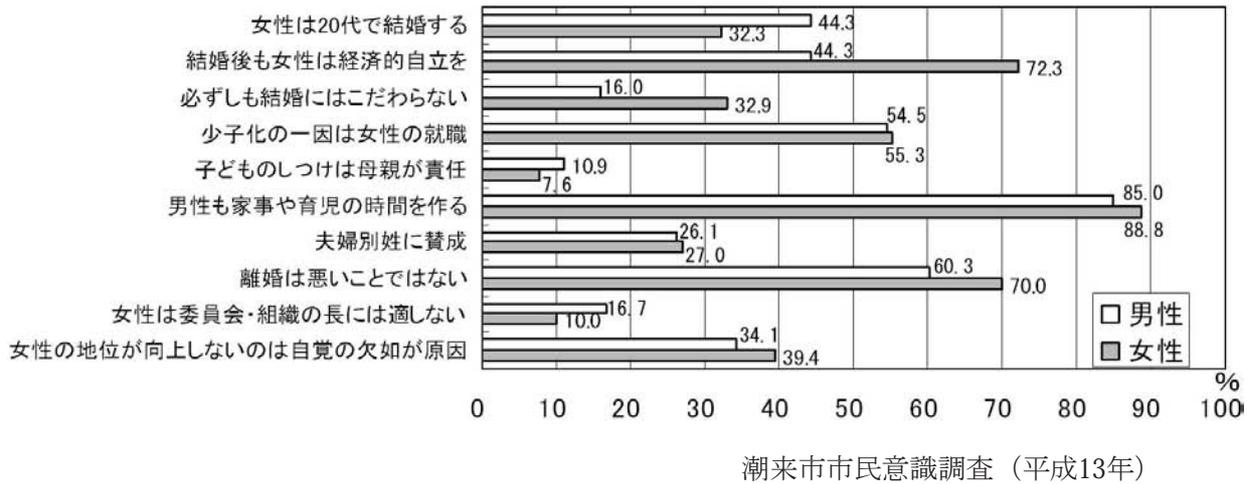
基本目標 6 市民と行政一人ひとりの意識づくりの推進

＜現状と課題＞

男女共同参画社会の実現に向けた法律などの整備は進み、少しずつ意識が改革されてはいるものの、依然として社会には性差別の意識や、男女の固定的役割分担意識等の慣習が残っています。

個人を尊重し、自立心をはぐくみ、男女平等の意識を浸透していくためには、家庭や学校、社会のあらゆる分野でのさらなる推進を図っていくことが重要です。

図 10 ライフスタイルに対する意見



＜施策の方向性＞

男女共同参画社会の実現は、市民一人ひとりが男女共同参画についての視点を共有し、家庭や学校、社会のあらゆる場面において、市の制度や施策及び地域の制度や慣行が実質的にどのように影響を与えているかなど、男女共同参画社会の形成に与える影響について調査を進めるとともに、男女共同参画に関する認識を深め、定着させるために広報・啓発活動を積極的に展開していきます。

課題 1 多様なライフスタイルに対応する子育て支援

施策 1 行政で実施する子育て支援活動の支援と整備

各種取り組み内容	所管課名
(1) 子育て支援体制の充実と子どもを安心して生み育てられる環境の整備	
① 子育てネットワークの活動支援	市民福祉課
② 子育て支援団体活動の支援	市民福祉課
③ 学童クラブの充実	市民福祉課
④ 一時預かり、緊急保育の整備と充実	市民福祉課
⑤ 保育所整備の充実	市民福祉課
⑥ 男性保育士の採用(民間への働きかけ)	市民福祉課
⑦ 保育士対象の男女共同参画研修の実施	社会福祉課
⑧ 育児講座、相談(男女対象)の充実	人事財政課 市民福祉課
⑨ 働く女性の母性健康管理の啓発	かずみ保健センター
⑩ 乳幼児の健康診査の実施	かずみ保健センター
⑪ 小児救急医療体制の充実	かずみ保健センター
⑫ 乳幼児医療費の充実	市民福祉課

(2) 子育て相談業務の充実 ① 児童相談員、母子相談員の充実 ② 子育てサークルの育成 ③ 高齢者による子育て支援	市民福祉課 市民福祉課 市民福祉課
(3) 子育てサポーター制度の支援 ・ファミリーサポートセンターの設置の促進	市民福祉課

課題2 職場における人権尊重の推進と啓発

施策1 人権・同和教育・社会的性別（ジェンダー）の推進

各種取り組み内容	所管課名
(1) セクシュアル・ハラスメント防止についての意識啓発	人事財政課
(2) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた取り組みの促進	人事財政課
(3) セクシュアル・ハラスメント防止関連資料や情報の収集と提供	人事財政課
(4) 人権・同和教育・社会的性別（ジェンダー）の啓発	総務課 中央公民館
(5) 青少年を取り巻く有害環境の浄化促進	中央公民館

課題3 メディアにおける男女共同参画の視点と人権尊重の働きかけ

施策1 メディアにおける男女共同参画の推進、人権尊重の取り組み

各種取り組み内容	所管課名
(1) 男女共同参画の視点に立った広報と広聴活動の推進	秘書政策課
(2) 各種メディアに対する働きかけの実施	秘書政策課
(3) メディア・リテラシー（※19）の向上のための啓発普及の推進	秘書政策課
(4) 公的な広報・出版物等に対するガイドラインの策定	秘書政策課
(5) 情報教育の推進	秘書政策課 学校教育課 生涯学習課

施策2 政策方針決定過程への女性の参画拡大

各種取り組み内容	所管課名
(1) 審議会・委員会等各分野の政策決定過程の女性登用拡充と促進 （目標数値30%） ・各課への啓発・周知の徹底	関係各課 総務課
(2) 市における女性職員の採用について促進	人事財政課
(3) 市における女性管理職の登用について促進（目標数値30%）	人事財政課
(4) 市における女性職員の職域拡大について促進	人事財政課
(5) 市における女性職員の能力開発の促進と充実	人事財政課
(6) 昇給昇格男女格差是正改善措置（女性管理職の登用の啓発）	人事財政課

施策3 エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実
各分野での積極的格差是正措置に自主的に取り組むことを奨励

各種取り組み内容	所管課名
(1) 女性の学習及びチャレンジ支援	総務課
(2) 女性のエンパワーメント・女性リーダーにつながる学習機会と情報提供の充実	総務課
(3) 男女共同参画に関する社会教育の充実	総務課
(4) 高度情報通信ネットワーク社会に対応する教育の充実	総務課
(5) 女性の政治参画への促進	総務課
(6) 男女共同参画の研修	総務課 人事財政課

課題4 女性のチャレンジ支援策の推進と生涯における健康支援

施策1 チャレンジ支援策を推進

各種取り組み内容	所管課名
(1) 女性のチャレンジ支援策情報提供の推進	総務課
(2) 就職・再就職の支援のための情報提供	観光商工課
(3) 起業等支援策充実のための情報提供	観光商工課
(4) 更年期の対策として、相談と学習の充実	かすみ保健センター
(5) 性差医療(※20)(専門外来)の推進と充実 ・男性専用診療、女性専用診療の実現と推進	かすみ保健センター 総務課
(6) 年代に応じた相談と学習の機会の充実	かすみ保健センター 総務課

施策2 入札制度への男女共同参画の視点を導入

各種取り組み内容	所管課名
(1) 市の業者登録、入札参加資格申請における男女共同参画推進状況のチェック項目の導入	総務課
(2) 入札の際に、業者が男女共同参画の施策を企業として取り入れていることを考慮する。 (男女雇用機会均等法、育児休暇、育児・介護休業制度の導入、子育て支援等)	総務課

施策3 高齢化社会に配慮した施策と介護支援体制の充実

各種取り組み内容	所管課名
(1) 介護サービスの充実と基盤整備	保険年金課
(2) 介護保険事業の円滑な実施	保険年金課
(3) 介護保険制度の情報提供	保険年金課
(4) 認知症高齢者支援対策の推進	保険年金課
(5) 高齢者に配慮したまちづくりの推進	都市計画課 保険年金課 総務課

施策4 ひとり親家庭への支援と充実

各種取り組み内容	所管課名
(1) 相談（母子自立支援員）の充実	市民福祉課
(2) 母子・寡婦福祉資金貸付の充実	市民福祉課
(3) 母子寡婦福祉連絡会活動の充実	市民福祉課
(4) 児童扶養手当市単独の支給の推進	市民福祉課
(5) 母子家庭・父子家庭医療費助成の充実	市民福祉課

施策5 障害者の日常生活支援

各種取り組み内容	所管課名
(1) 小規模・共同作業所の運営支援	市民福祉課
(2) 障害者就業・生活支援の充実	市民福祉課
(3) 障害者生活運営ホームの運営支援	市民福祉課
(4) 入所施設の整備と充実	市民福祉課
(5) 補装具・日常生活用具給付の充実	市民福祉課
(6) フォーラム等の開催時は手話、要約筆記奉仕員の派遣	市民福祉課
(7) ホームヘルプサービス・デイサービスの充実	市民福祉課
(8) 療育相談の充実	市民福祉課
(9) 障害児教育と指導教職員研修の充実	学校教育課

課題5 男女共同参画意識の浸透

施策1 男女共同参画に関する情報収集と分析

各種取り組み内容	所管課名
(1) 市民意識調査等の実施	総務課
(2) 男女共同参画に関する広報啓発と情報提供	秘書政策課
(3) 「男女共同参画社会」という用語の周知	総務課
(4) 男女共同参画月間の実施	総務課
(5) 男女共同参画宣言都市サミットの参加及び開催	総務課
(6) 男女共同参画基本条例の周知	総務課
(7) 男女共同参画基本計画の推進と普及	総務課
(8) 男女共同参画啓発誌の充実と普及	総務課
(9) 地域福祉基本計画の策定	市民福祉課
(10) 国民年金制度の普及	保険年金課

基本目標 7 推進体制の充実

＜現状と課題＞

男女共同参画社会の形成を図るためには、第1章から述べた考え方を踏まえながら、第2章のめざすべき姿で述べた広範かつ多岐に取り組みを展開することが必要です。

これらの取り組みについて整合性をもって、総合的かつ効率的に推進するためには、そのための体制を整備し、社会的な広がりをもって社会のあらゆる分野で取り組みを進めることが重要です。

市の取り組みはもとより、市民、事業者、女性団体、NPO・NGO、マスメディアその他の機関・団体等が、必要に応じて有機的な連携を保ちつつ、それぞれの立場で自主的に取り組みを展開していくことが必要です。

＜施策の方向性＞

政策決定過程の場へ男女が平等に参画していくために、2020年度までには女性登用率を30パーセントを目標とし、基本的な政策や重要事項の調査審議、監視等を行う男女共同参画審議会の充実、庁内における一体的な施策推進を図るために男女共同参画推進本部を設置し、行政全体を通じた男女共同参画社会の形成に努めます。また、男女共同参画に関する相談や苦情処理等については、行政相談制度や人権擁護機関など既存の制度を積極的に活用し、その機能を充実します。

課題 1 政策方針決定過程への男女共同参画の推進

施策 1 審議会・委員会等への積極的な登用

各種取り組み内容	所管課名
(1) 審議会・委員会等の委員の公募による登用の促進(30%)	全 庁
(2) 女性の積極的な登用等に関する企業・事業所等への啓発	観光商工課
(3) 女性の人材発掘と情報収集	総 務 課

施策 2 市民ネットワークの充実

各種取り組み内容	所管課名
(1) 各種団体のネットワーク化の支援	総 務 課 秘書政策課
(2) 各種団体の育成の支援	全 庁
(3) 各種団体の各種事業調整と情報提供	総 務 課 秘書政策課
(4) NGO・NPOのネットワーク化の支援	総 務 課 秘書政策課

施策 3 企業支援策の充実

各種取り組み内容	所管課名
(1) 女性のチャレンジ支援のためのネットワーク環境整備	総 務 課 中央公民館 観光商工課

課題2 庁内推進体制の充実

施策1 条例・計画の適切な進行管理

各種取り組み内容	所管課名
(1) 男女共同参画推進本部の設置・運営	総務課
(2) 潮来市男女共同参画基本条例・計画の積極的進行管理	総務課
(3) 男女共同参画システムづくりの推進（専任担当課・室設置）	総務課
(4) 男女共同参画支援センターの実現	総務課
(5) 計画進行管理と市民等への公表	総務課 行財政改革推進室
(6) 男女共同参画苦情処理委員会の設置	総務課
(7) 行政内部における積極的格差是正措置の推進	総務課
(8) 女性人材情報の収集と女性リーダー育成	総務課
(9) 男性の育児休暇・休業取得率の促進 （平成26年度までに育児休業取得率を男性10%、女性80%にすることをめざしていく。）	人事財政課

課題3 職員人材育成の充実

施策1 男女共同参画に関する職員研修の充実

各種取り組み内容	所管課名
(1) 女性の職員の管理監督者としての人材育成	人事財政課
(2) 管理職として必要な資質向上のための研修の実施	人事財政課
(3) 女性の人材育成をめざす研修機会の提供	人事財政課

課題4 市政への男女共同参画

施策1 市政に関する取り組み

各種取り組み内容	所管課名
(1) 男女共同参画審議会、男女共同参画ネットワーク連絡会等の開催	総務課
(2) 市政に関する広聴	秘書政策課
(3) 市政に関する講座の開催（男女共同参画公開講座）	秘書政策課
(4) 各種広報媒体を通じた広報	秘書政策課
(5) 市民懇談会の充実（まちづくり懇談会・市長と語る午後のひととき等）	秘書政策課
(6) 市政モニター充実	秘書政策課
(7) 市政への提言機会の充実	秘書政策課
(8) パブリック・コメント手続きの推進	秘書政策課 行財政改革推進室

施策2 男女共同参画に関する取り組み

各種取り組み内容	所管課名
(1) 事業所・団体・地域等への女性の積極的参画の支援	総務課
(2) ファミリー・フレンドリー企業（※21）（事業者）の推進と表彰	総務課
(3) 男女共同参画講座の開催	中央公民館
(4) 女性セミナー・女性学級の開催	総務課

(5) リーダー育成等の支援と充実	人事財政課 総務課
(6) 勤労者が参加しやすい学習機会の提供	中央公民館
(7) 一時保育付きの講座やフォーラム等の開催	全 庁
(8) 各種団体・企業等への学習活動の支援	中央公民館
(9) 生涯学習・リカレント教育（※22）の推進	中央公民館
(10) 放送大学の受講に関する情報提供と支援	中央公民館 秘書政策課
(11) 青少年の体験活動等の充実	中央公民館
(12) 民間教育事業との連携	中央公民館 総務課
(13) 高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進	総務課 学校教育課 中央公民館
(14) 現代的課題に関する学習機会の充実	総務課 中央公民館
(15) 学習成果の適切な評価	秘書政策課
(16) 保育所、幼稚園、学童クラブの充実・子育て広場等事業の支援	市民福祉課

課題5 相談体制・相談業務の充実

施策1 男女共同参画の視点での相談業務の充実

各種取り組み内容	所管課名
(1) 市民相談窓口の一元化	秘書政策課
(2) 市民相談の充実	秘書政策課
(3) 人権・行政相談の充実	総務課 秘書政策課 市民課
(4) カウンセリング等体制の整備(人権相談を含む。)	市民福祉課 市民課
(5) 家庭児童相談の充実	学校教育課 市民福祉課
(6) 男女共同参画総合相談窓口業務の充実 (セクシャル・ハラスメント、モラル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等含む)	市民福祉課 総務課

施策2 他関係機関との情報交換と連携

各種取り組み内容	所管課名
(1) 警察署との情報交換と連携	市民福祉課 総務課
(2) 県婦人相談所等公的機関・民間団体との連携	総務課
(3) 国、県、他自治体等との情報交換と連携	総務課

第4章

關係資料

潮来市「男女共同参画都市宣言」に関する決議

歴史と文化を育んできた美しい水郷のまち潮来

わたしたちは、男と女がともに共生し人権を尊重しあい、豊かで多様性のある地域社会実現のため、潮来市を「男女共同参画都市」とすることを宣言します。

1. 男女がともに、一人ひとりの個性と能力を発揮し、あらゆる分野に参画できるまち「いたこ」をめざします。
1. 男女がともに、ひとりの人間として自立し、心豊かに生き生きと暮らせるまち「いたこ」をめざします。
1. 男女がともに、お互いの性と人格を尊重しあい、誰もがお互いを思いやる心をもつやさしいまち「いたこ」をめざします。
1. 男女がともに平和な社会を願い、友情の輪を世界へ広げるまち「いたこ」をめざします。

平成11年12月10日(制定)

平成16年12月12日(内閣府共催宣言都市奨励事業実施)

潮来市男女共同参画基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条～第8条）

第2章 市が行う基本的施策（第9条～第19条）

第3章 男女共同参画審議会（第20条）

第4章 補則（第21条）

付則

個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法でうたわれ、国際社会の取組みと連動して、男女平等の実現に向けて法制度の整備を中心とした各種の取組がなされてきた。

しかしながら、いまだに、性別による固定的な役割分担意識をはじめ、男女の自由な活動の選択に影響を及ぼす慣行や制度などが根強く残っている。

国の男女共同参画社会基本法は、急速な少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、高度情報化、国際化等の環境の変化から、男女のあり方や価値観が多様化するなか、それぞれの生き方を認め合う、真の男女平等の実現を目指している。

潮来市では、平成11年12月に「男女が共に共生し、人権を尊重し合い、豊かで多様性のある地域社会」の実現をめざし、「男女共同参画都市宣言」が議会で採択された。以来、さまざまな取組を行ってきたが、尚一層の取組が求められている。

潮来市が今後も活力ある地域の発展と、次の時代に生きる子供たちのために、男女にとらわれずお互いの個性と能力を十分に発揮する機会が確保され、社会のあらゆる分野に男女が共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会の形成が重要となっている。

ここに、男女共同参画社会の実現を目指して、市、市民、事業者が一体となって取組むことを決意し、本条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者の責務を明らかにするとともに、必要な施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画に関する活動及び施策を総合的かつ計画的に推進し、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定められるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の平等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において事業を行うすべての者をいう。
- (4) 積極的格差是正措置 男女共同参画に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女の格差が生じていると認められている部分について積極的に機会を提供することをいう。
- (5) ジェンダー 生物学的又は生理学的な性別とは異なり、男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に培われてきた性別をいう。

- (6) セクシュアル・ハラスメント 市民生活のあらゆる場において他の者を傷つけ、若しくは不快にさせる性的な言動及び性別の違いによる社会的な慣行によって、強要され不利益を被ることをいう。
(基本理念)

第3条 市、市民、事業者は、次の各号に掲げる事項を基本理念として、男女共同参画社会の実現に努めるものとする。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、人権が尊重される社会
- (2) 社会制度又は慣行が性別による固定的役割分担などによって、社会における活動の自由な選択に対して、差別的影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における方針の立案及び決定に参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護をはじめとする家庭生活における活動及び社会生活における活動を両立して行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われること。
- (6) 男女が互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性に関する個人の意思が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られなければならない。

(実現すべき姿)

第4条 市、市民、事業者は、次の各号に掲げる事項を男女共同参画社会の実現すべき姿とし、この達成に努めるものとする。

- (1) 実現すべき家庭の姿
 - ア 家族のだれもが「男だから」、「女だから」といったジェンダーにとらわれることなく、それぞれの個性を尊重し、多様な生き方を選択できる家庭
 - イ 家族のだれもが、家事・育児・介護等に関わり協力しあう家庭
- (2) 実現すべき学校の姿
 - ア 男女共同参画が促進されるよう、児童、生徒及び教職員並びに保護者がジェンダーにとらわれることなく、それぞれの個性や人権を尊重し大切に学校
 - イ 児童、生徒及び教職員並びに保護者に対して、男女共同参画について理解され遂行されるよう、学習する機会が等しく享受される学校
- (3) 実現すべき地域の姿
 - ア 男女共同参画の形成を阻害する慣習やしきたりなどを克服し、男女の人権が尊重され、差別なく平等に諸活動に参加し、男女の相互理解によってそれぞれの行動や考え方が尊重され、意思決定がされる地域
 - イ すべての男女が、男女共同参画社会について生涯にわたり学習する機会が等しく享受される地域
- (4) 実現すべき職場の姿
 - ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、性別を理由とする差別がない職場
 - イ 男女が等しく、育児又は介護等のために時間及び休業を取得でき、仕事と家庭が両立できる職場
 - ウ 長時間労働又はストレスのない環境を実現し、地域活動・ボランティア活動に参加しやすい職場
 - エ 妊娠、出産期等女性の年代に応じた適切な健康管理が行われる職場
 - オ セクシュアル・ハラスメントのない、安心して働ける環境が保障される職場
 - カ 農業、商業等の自営業において、女性の労働が正當に評価される職場

(性別による権利侵害の禁止)

第5条 何人も、性別を理由とする権利侵害及び差別的扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭等の場においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、配偶者等に対して、個人の尊厳を踏みにじる精神的及び身体的な苦痛を与える言動や、暴

力又は虐待を行ってはならない。

- 4 何人も、公衆に表示するすべての情報において、固定的な性別役割分担及び性的な暴力を助長し、又は連想させる表現は行ってはならない。

(市の責務)

第6条 市は、男女共同参画社会の形成促進を市の主要な方針として位置づけ、必要な体制を整備するとともに、男女共同参画を推進しうる施策(積極的格差是正措置を含む。)を総合的に策定し、実施する責務を有する。

- 2 市は、市民や事業者の模範となるよう、自ら率先して男女共同参画社会の形成促進に取り組まなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は男女共同参画社会に関する理解を深め、職場、学校、地域、家庭等のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成促進に努めなければならない。

- 2 市民は、固定的な性別役割分担意識に基づく慣行に配慮し、男女の人権をお互いに尊重するよう努めなければならない。

- 3 市民は、市が実施する男女共同参画に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女共同参画に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、男女共同参画社会の推進のため、その事業活動に関し、積極的格差是正措置を講じるよう努めなければならない。

- 3 事業者は、男女が仕事と家庭生活及び地域活動等の両立ができるよう、職場環境の整備に努めなければならない。

第2章 市が行う基本的施策

(基本計画の策定)

第9条 市長は、男女共同参画を推進するための基本計画を策定しなければならない。

- 2 市長は、基本計画の策定又は変更にあたっては、第20条に規定する潮来市男女共同参画審議会(以下この項目及び次条第2項において「審議会」という。)の意見を聴取し、市民及び事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

- 3 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、すみやかに公表しなければならない。

(実施状況の年次報告)

第10条 市長は、毎年、市の男女共同参画を推進しうる施策(積極的格差是正措置を含む。)の実施状況等について公表するものとする。

- 2 市長は、前項に規定する施策の実施状況を審議会に報告するものとする。

- 3 市長は、毎年、第1項に規定する施策の実施状況を市民及び事業者に周知するものとする。

(市における積極的格差是正措置)

第11条 市及び関連する団体は、男女共同参画の推進のため、市及び関連する団体の人事管理及び組織運営において、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

(市の附属機関等における積極的格差是正措置)

第12条 市は、男女共同参画の推進のため、市の附属機関等の委員の任命又は委嘱にあたり、積極的格差是正措置を講じるよう努めるものとする。

(学習、広報啓発活動)

第13条 市は、男女共同参画について、広く市民及び事業者の理解が深まるよう広報、講座その他の啓発学習促進等を積極的に努めるものとする。

- 2 市は、市民の意識向上を図るため、男女共同参画推進週間を設けるものとする。

(情報収集)

第14条 市は、男女共同参画に関する情報を収集し、市民及び事業者に公表し、又は提供するよう努める。この場合において、個人情報の保護に関しては最大限の配慮をしなければならない。

(市民又は事業者との連携及び協働並びに支援)

第15条 市は、市民又は事業者と連携及び協働しながら、男女共同参画を推進する活動を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(表彰事業)

第16条 市は、特に男女共同参画社会に寄与した事業者の表彰を行うものとする。

(国及び他の自治体との連携及び協力)

第17条 市は、男女共同参画に関する施策について、国及び他の自治体と連携及び協力し実施するものとする。

(苦情処理)

第18条 市民は、男女共同参画社会の形成促進を阻害すると認められる事項に関する苦情を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定に基づく申出があったときは、関係機関等と連携し、適切に対応するものとする。

(推進体制)

第19条 市は、第9条から前条までに定めるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するために必要な推進体制を整備するものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会の設置等)

第20条 市長は、男女共同参画社会の形成促進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、潮来市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、男女共同参画に関する施策の実施状況や、市民及び事業者の意見苦情等の情報収集又は啓発活動等の現状の把握に努めるとともに、男女共同参画の推進に関し、市長に建議することができる。

3 審議会は市長が委嘱する15人以内をもって組織する。この場合において、男女それぞれの委員の数は、委員定数の2分の1を原則とする。

4 委員は、市民、事業者又は学識経験者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市民の委員の一部は、公募するものとする。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会は、第1項に規定する調査審議を行うために必要があるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は関係者から資料の提出を求めることが出来る。

7 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第4章 補 則

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

潮来市男女共同参画基本計画策定の歩み

<平成17年度取組み状況>

- 男女共同参画基本計画全体会議開催（H17年7月11日）
 - ・庁内ワーキングチーム基本計画策定委員会開催
 - ・男女共同参画推進本部
 - ・男女共同参画審議委員会
 - ・男女共同参画基本計画策定委員会
 - ・男女共同参画ネットワーク連絡会
- 男女共同参画審議委員会開催（H18年2月2日、3月27日、11月13日）
- 施策について庁内各課へのヒアリング実施（H18年2月2～6日）
- 男女共同参画基本計画策定委員会
（H17年8月24日、H18年1月23日、2月7日、2月21日、3月7日、3月20日）
- 内閣府主催猪口担当大臣講演会参加（根本審議会会長、松原策定委員長）
（H18年2月19日）

<平成18年度の実施内容>

- E～クオリティーカフェ（6回開催）
 - 第1回男女共同参画基本計画策定市民公聴会開催。（H18年5月23日）
- 市長が男女共同参画審議会へ諮問しこれを審議会が答申。（H18年11月16日）
- 全員協議会への報告。（H18年11月27日）
- 潮来市男女共同参画シンポジウム開催等の市民への周知活動実施。（H18年12月24日）
 - <第一部>団体発表 パネルディスカッション（潮来市男女共同参画策定委員会）
 - ・テーマ 「ひとにやさしいまちづくり」
 - ・コーディネーター 長谷川幸介氏（茨城大学助教授）
 - ・パネラー 潮来市男女共同参画策定委員会（5名）
- 潮来市男女共同参画基本計画策定委員の学習会・まちづくり活動実施。
（計画策定内容の検討、プロジェクト実施に向けての協議等、まちづくり実践活動観光のまちづくり）
毎月1～2回程度
- 庁内の男女共同参画基本計画の周知と進捗のための啓発と状況調査。

潮来市男女共同参画市民意識調査

- 対象者 市内に在住する20歳以上の男女1,000名
- 方法 無作為抽出により郵送
- 実施期間 平成13年10月～11月
- 回収率 33.6%(336人)
- 有効率 32.0%(320人)

年代	性別	人数	合計
20～30代	男	30	79
	女	49	
40～50代	男	59	168
	女	99	
60歳以上	男	50	90
	女	40	
合計		336	336

潮来市男女共同参画基本計画策定関係推進体制

●トップアドバイザー 長谷川 幸介氏 茨城大学助教授

●サブアドバイザー 渡辺 七子氏 茨城大学非常勤講師 (株)計画自治研究所研究員

◆推進体制

潮来市男女共同参画推進本部 本部長を市長とした管理職クラスで構成

潮来市男女共同参画基本計画庁内ワーキングチーム 庁内各課主任係長以上職員

潮来市男女共同参画審議会 市民各界代表 (学識経験者)

潮来市男女共同参画ネットワーク連絡会 市内団体長

潮来市男女共同参画基本計画策定委員 市民各層代表 (公募制)

【事務局】 潮来市秘書広聴課 情報広報・男女共同グループ

秘書広聴課長 矢幡 安一

係長 大川 容子

係長 茂木 衛

主幹 大友 浩一

主幹 仲澤 智哉

潮来市男女共同参画審議委員名簿

	氏名	役職
1	根本 芙美	潮来市男女共同参画審議会会長
2	額賀 英世	画家、水郷美術館建設研究会
3	山沢三千子	更生保護女性会会長、元市議会議員
4	塙 信一	市議会議員（前市議会議長）
5	橋本きくい	市議会議員
6	栗飯原治雄	市議会議員（前市議会副議長）
7	篠塚貴美子	市議会議員
8	篠塚 健一	教育委員（前教育委員長）
9	兼平 紀子	愛友酒造㈱代表取締役
10	小沼 文江	日の出二丁目区長
11	高田 秀子	J Aなめがた理事、農事組合法人かあちゃん手むすび代表
12	藤原 正子	延方生活学校運営委員長
13	関根 英輔	㈱セキネネオン代表取締役社長

潮来市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、潮来市男女共同参画基本条例(平成15年条例第6号)第20条第8項に基づき、潮来市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市の住民
- (3) 関係団体の代表者

(任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会の会議において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第7条 委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、男女共同参画事務主管課で処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

潮来市男女共同参画基本計画策定委員名簿

氏名	所属
1 松原 克志	常盤大学助教授（潮来市男女共同参画基本計画策定委員会委員長）
2 関戸多鶴子	潮来市いきいき女性議会、ITAKOクオリティー・ウィメンズネット （潮来市男女共同参画基本計画策定委員会副委員長）
3 高塚 悌治	潮来ホテル代表取締役、潮来市旅館組合役員
4 後藤 博子	潮来市いきいき女性議会、男女共同参画ネットワーク会長 ITAKOクオリティー・ウィメンズネット
5 榊原 徹	潮来小学校PTA会長、潮来市役所職員 （潮来市男女共同参画基本計画策定委員会副委員長）
6 明間 愛子	潮来市いきいき女性議会、男女共同参画ネットワーク副会長 ITAKOクオリティー・ウィメンズネット
7 立野 博子	潮来市いきいき女性議会、社会保険労務士、ITAKOクオリティー・ ウィメンズネット
8 反町 美香	潮来市いきいき女性議会、ITAKOクオリティー・ウィメンズネット
9 吉川 博子	潮来市いきいき女性議会、鹿島高校教諭
10 小峰 史子	潮来市いきいき女性議会、ITAKOクオリティー・ウィメンズネット
11 風間奈保美	潮来市いきいき女性議会、ITAKOクオリティー・ウィメンズネット いたこおはなしの会会長
12 磯山 範子	潮来市いきいき女性議会、NPO法人ピコット代表
13 羽生美由紀	潮来市いきいき女性議会

潮来市男女共同参画基本計画策定委員会設置要項

(設置)

第1条 潮来市男女共同参画基本条例第9条第1項に基づき、市が取り組むべき施策の基本指針となる潮来市男女共同参画基本計画（以下、「基本計画」という。）の策定をするため、潮来市男女共同参画基本計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について検討協議し、市長に提言する。

- (1) 男女共同参画基本計画の策定に関すること。
- (2) その他、男女共同参画に関すること。

(構成)

第3条 策定委員会は、24人以内で構成する。

2 委員は男女共同参画社会づくりに関心と見識を有する者を市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から男女共同参画基本計画の策定を終える日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長各2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(意見聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聞き、又は関係者から資料の提出を求めることが出来る。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、男女共同参画担当課が行う。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、策定委員会に必要な事項は、委員長が別に定める。

付則

(実施期日)

- 1 この要項は、実施の日から施行する。

※用語の説明

※1 エンパワーメント

変革の主体となるため「力をつける」こと。そのために、みんなで力をあわせ、共に力をつけ、一人ひとりがその人らしく活動するなかで、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていくこと。平成6（1994）年の国際人口・開発会議、平成7（1995）年の第4回世界女性会議、国連特別総会女性2000年会議などでも「女性のエンパワーメント」が主要課題となった。

※2 育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

2000年4月に改正され、①就学前の子の養育又は介護を行う労働者は、年間150時間、1ヶ月24時間以上の時間外労働を免除する②勤務時間短縮措置の対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げる③就学前の子の看護のための休暇制度を努力義務とする、などが盛り込まれた。介護休業制度は、要介護状態にある家族一人につき1回、休業期間は連続3ヶ月で、対象範囲は配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）、父、母、子、配偶者の父母、同居し扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫。

小学校就学前の子供の養育、あるいは家族介護を行う男女労働者は深夜業免除を申請できる。

※3 DV防止法「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」

平成13年4月6日成立し、同年10月13日から施行。配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。被害者が男性の場合もこの法律の対象となるが、被害者は、多くの場合女性であることから、女性被害者に配慮した内容の前文が置かれている。

※4 女性のチャレンジ支援

女性のチャレンジ支援策とは

男女共同参画会議では、小泉内閣当時、総理大臣の指示により、女性はその個性と能力を發揮することにより、社会に活力をもたらす暮らしの構造改革の一環として、平成14年から「女性のチャレンジ支援策」について、約1年間調査審議を行った。検討の結果は、平成15年4月の第10回男女共同参画会議において、内閣総理大臣および関係各大臣に対する意見として決定され、提言においては、女性のチャレンジ支援策の必要性、雇用、起業、NPO、農業、研究、行政等、地域、国際分野など様々な分野における支援策が盛り込まれている。

そこでは、政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジ、起業家、研究者・技術者等従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる「横」へのチャレンジ、子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の「再チャレンジ」に対する支援策を盛り込んでいる。主な施策としては、2020年(平成32年)までに、社会のあらゆる分野において、指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう期待し、各種取組を進めるとともに、女性のチャレンジ支援のための関連情報のワンストップ・サービス化、ネットワーク化を進めることとされている。

※5 「社会的性別」(ジェンダー)

生物学的性別(セックス)に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念であり、それ自体に良い悪いの価値を含むものではない。

* 「社会的性別」(ジェンダー)の視点

性差別、性別による固定的役割分担、偏見等が社会的に作られたものであることを意識していこう

とする視点。

* GEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）

女性が政治及び経済活動に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。
具体的には国会議員に占める女性割合、専門職・技術職に占める女性割合、管理職に占める女性割合及び男女の推定所得を用いて算出している。

※6 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ること。

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を促進していく。
国は、平成17年12月閣議決定され男女共同参画後期実施計画のなかに「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を図ること。」とし、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待し、各分野の取組みを推進。地方公共団体における、審議会等や地方公務員の女性の登用の促進のため、更なる推進のための支援・協力要請を行っていくとしている。

※7 仕事と家庭・地域生活の両立支援

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要である。「潮来市男女共同参画基本条例」では、基本理念の一つとして「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げている。地域に男女共に参画できる条件整備を進め、地域での活動を活性化させていくことにより、豊かな地域社会が創られるものとして期待されている。

男女一人ひとりの生き方が多様化していく中で、男性も女性も共に家族としての責任を担い合い、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、地域の経済社会の持続可能な発展と、男女が安心して子どもを産み育てられる環境の構築が図れる。

特に、男性については、職場中心の意識・ライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスがとれたライフスタイルへの転換の支援が求められている。

このため、仕事と家庭生活の両立支援を進め、働き方の見直しを大幅に進めるとともに、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活を両立することができる基礎を整備していくこととする。

※8 リーディング・プロジェクト

まちづくりなどの各種計画のなかに、現代的、社会的重点課題等の施策について、その方向性等を先進的に具現化していくために市・市民・事業者が一体となり、チーム等を編成し優先的に事業化し積極的に取り組んでいくこと。

※9 積極的格差是正措置（ポジティブアクション）

積極的改善措置は、男女共同参画社会基本法第2条第2号において、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する「機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女間いづれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。」定義されている。

つまり過去に形成されてきた社会的・構造的な差別により不利益を受けている男女どちらかに、実質的な機会均等の確保に配慮し、機会の平等を目指すものである。

また、状況に応じて特定の数値目標を定め、一定期間内に実質的な機会均等と結果の平等が実現するよう努力する。

※10 ドメスティックバイオレンス（DV）

夫や恋人など親密な関係の間で行われる暴力のことで、その多くは女性が被害となっている。このような暴力に限らず、性犯罪やセクシュアル・ハラスメント、買春などの女性に対する暴力は、社会的な力関係を利用した重大な人権侵害である。

※11 家庭教育

平成13年7月の社会教育法の一部改正により、教育委員会の社会教育に関する事務として「家庭教育に関する機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること」が明記された。

「家庭の教育力の向上」を図るために、法律上位置づけられたようだが、その背景には青少年の犯罪の凶悪化、低年齢化や学級崩壊などの青少年の非健全育成というべき現状があり、家庭の教育力が低下した要因としては、少子化、核家族化及び晩婚化、出生率の低下などによる家族の構成員数の低下や女性の社会進出に伴う家族観の変化などが指摘されている。しかし、それらに加え、「地域の教育力の低下」も指摘されている今日、「子どもの教育は学校で」「教育の中心は学校教育」という学校教育中心主義の限界、弊害がようやく認識されてきた。

知識技術の習得や発達に加え、社会に生きる人間として実理性や功利性に片偏ることなく他者の人格や価値観を認め、共存・共生していくこと、自立していくことなどの「社会化」の意識付けが必要である。これは、保護者や家族だけでなく、地域に住む全ての大人の責任として、青少年を「社会の子ども」として認識しなければならない。そのためには青少年を保護、育成する存在として見るだけでなく、一個の独立した人間として扱い、会話を通じ社会化について理解させなければならない。また、理解させることはできなくても共通認識として「ならぬものはならぬ」という、厳然たる意識付けを行う必要がある。しかし、現在の家庭、学校、地域のいずれの教育現場において実施できているとは言い難い。

そのために教育行政では「保護者のための家庭教育事業」だけでなく、「高齢者教育」「婦人教育」「市民学校」など、全ての社会教育事業の領域において、家庭教育に関する事業を実施すること、家庭においてはそれぞれの父、母、祖父母など家族の中の役割、存在意識を理解させ社会化について、自ら実践し、その必要性について家族として共通の認識を持つことが求められている。

※12 家庭教育学級

家庭教育の目的について、一言で言えば「家庭教育力の向上」ということである。昨今、子どもをめぐる悲惨な事件や問題行動が多発し、子育てと教育の危機が叫ばれている。また、全国的にも家庭の教育力の低下が指摘されている。

そのような現状から潮来市でも、子どもたちに豊かな心、自ら学ぶ意欲、個性、基本的生活習慣を培う家庭教育について、幼児期から青年期まで、つまり幼稚園から中学校までを対象に設置、学習を行っている。幼年期、少年期、思春期とそれぞれの時期、その都度、いろいろな悩みや心配事や苦勞をかかえて過ごしていることから、家庭教育学級では、その悩みや心配事を、皆で話し合いながら、子どもたちの健やかな成長を願いながら、保護者の方も共に育つ家庭作りを目指している。気軽に参加出来る学習の場として家庭教育学級の存在は大きいといえる。学級長を中心に、家庭教育の在り方や、子育て等に関する具体的なテーマのもとに「親と子が共に育つ家庭作り」をめざしている。

・男性の育児休暇・休業取得率の促進

平成26年度までに育児休業取得率を男性10%、女性80%にすることをめざしていくよう、目標数値を掲げていく。

※13 家族経営協定

農業経営について、農業を営む家族一人ひとりの役割分担を明確化し、共に責任を担いつつ男女が意欲的に農業経営を取り組めるよう家族で話しあい、その農家の構成員の役割、給料、休日、労働時間、経営委譲等の就労条件を明確に整備し、文書化等にして推進すること。このことにより、家族間の新しい信頼関係と農業経営の役割分担が構築される。

※14 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ「性と生殖に関する健康と権利」

「性と生殖にかかわる自己決定権」である。いつ何人子供を産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことへの権利。生涯にわたる女性の健康を保証することが課題となっているなか、女性にとっての重要な権利として認識されつつある。

※15 ストーカー規制法

ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とする法律。

※16 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、「性的嫌がらせ」であり、対象となった女性の個人としての名誉や尊厳を不当に傷つけ、人権を侵害するだけでなく、能力発揮を妨げるとともに、生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為である。セクシュアル・ハラスメントの中には、犯罪に該当するものもあり、悪質な加害者に対しては、法令により対処する。雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用均等法に基づき、企業に対する周知啓発、指導を強化するとともに、セクシュアル・ハラスメントによって精神上的苦痛を受け、心理的なケアを必要とするものからの相談体制の充実を図る。また、雇用以外の場においても、大学をはじめとする教育機関等におけるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止に向けて、徹底した対策をとる。

*モラルハラスメント 言葉や態度によって行われる精神的な暴力、嫌がらせ

*パワーハラスメント 職場などで職権などの権力差を背景にし言葉などで人格を傷つける行為

*デートDV ドメスティックバイオレンス（DV）の中でも特に恋愛関係にある者の間に発生する暴力

※17 NPO

non profit organization（非営利組織）の略で、営利を目的とせず、公益のために活動する団体。例えば、住民が利益よりも強い信念を持ち自発的に行う活動のこと。

NPOに法人格を与え活動を支援する目的で、平成10（1998）年に「特定非営利活動促進法」が施行され、行政や企業に代わる新たな担い手として期待される。

・NGO

non governmental organization

民間の立場で活動する団体。NPOと同様、利益を目的としないので、NGOはNPOということになる。基本的にNPOとの違いはない。

企業と対比する活動を強調する団体はNPO、行政との対比を協調する団体はNGOと使い分けたり、国際協力の分野で活動する団体に限ってNGOと表現することもある。

※18 ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルをいう。「女性のチャレンジ支援策について」（平成15年4月男女共同参画会議意見）では、一人一人が具体的に自分にあったチャレンジをイメージし選択できるよう、身近なモデル事例を提示する重要性が指摘されている。

※19 メディア・リテラシー

・メディア

マスメディアといわれる新聞・書籍・テレビ・ラジオなどのほか、新たな情報伝達手段であるインターネット等が含まれている。

・メディア・リテラシー

情報が流通する媒体を使いこなす能力。

※20 性差医療

性差医療・医学研究会の経2003年3月1日、幕張メッセにて「ジェンダー・センシティブ・メディシン（男女差に優しい医療）」に関する国際シンポジウムが、海外からの講演者を招き（主催：WHO神戸センター世界保健機関健康開発統合研究センター）開催され、翌日、米国における性差医療の第一人者コロンビア大学 マリアンヌ・レガート教授を招き、千葉県堂本暁子知事、厚生労働省雇用均等・児童家庭局岩田喜美枝局長、WHO川口雄次所長の出席のもと、性差医療に関心の深い日本全国からの研究者40名が意見交換会を開いた。近年、日本では性差を考慮した医療・医学に関する研究ならびにその応用が急速に展開しつつある。一方、行政側でも医療のあり方のモデルとして性差を考慮した女性医療が取り上げられ、性差を考慮した医療・医学研究は医学の分野のみにとどまらず、行政分野と大きく連帯を結ぶことになった。その後、堂本知事ならびに千葉県衛生研究所天野恵子所長を始めとする研究者は、さらなる性差医療・医学の発展を旨とし、性差医療・医学に関する研究会立ち上げの準備を進め、8月25日の世話人会にて会則が承認され、正式に研究会として会員募集の活動を開始することになった。

・ジェンダーと女性専用外来

ジェンダー・センシティブ・メディシンとは、男女の生物学的性差、社会的な男女の位置付けと相互の関係性、男女それぞれにみられる特有の疾患や病態などの医学的な実証に基づいて行う医療のこと。この分野はアメリカに遅れをとること約10年、しかし過去2年の間に日本でも全国に開設された女性専用外来において顕著な発展を見ている。

2001年5月に鹿児島大学を手始めに、同年9月、11月にそれぞれ千葉県立東金病院、東京顕微鏡院附属診療所で立ち上げられた女性専用外来は、ジェンダー・センシティブ・メディシン実践の場として機能し、これらをモデルにした新しい女性専用外来の誕生を日本全国にもたらしている。各地の女性専用外来の運用形態は多様であるが、いずれもその多くが患者さんから高い評価を得ており、いまだに診療予約は数ヶ月先まで一杯という状態も続いている。女性専用外来では、多くの社会的困難を抱えた女性患者の受診があることや、更年期、老年期の多岐にわたる症状に対して的確な診療を行う必要から、現場への「性差医学によって実証された医療」の導入が不可欠である。これに 대응するため、医学研究者、医療従事者、社会学者ならびに行政関係者が、専門領域の枠を越えた協力体制により、基礎・臨床・疫学研究を進め、その研究成果が医療健康施策と実践ならびに医学教育に反映されることを目的に性差医療・医学研究会を立ち上げ、活動を開始している。

※21 ファミリーフレンドリー企業

ファミリー・フレンドリー企業とは、仕事と育児・介護とが両立できるような様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取り組みを行う企業のこと。

厚生労働省では、ファミリー・フレンドリー企業に向けた取り組みを積極的に行っておりその成果があがっている企業等を、「ファミリー・フレンドリー企業」として、その取り組みを讃え、広くこれを国民に周知して、家族的責任を有する労働者がその能力や経験を活かすことのできる環境の整備に資することを目的に、「ファミリー・フレンドリー企業表彰」を実施している。

※22 リカレント教育

「リカレント教育」とは職業人を中心とした社会人に対し、学校における教育を終えて社会に出たあとに行われる各種の教育のこと。

科学技術の急速な進歩に伴い、一度身につけた知識や技術を絶えず新しいものに更新し続けるとともに、さらにこれを深め、追求し続けることが重要になってきており、リカレント学習講座は、こうした動きに対応するために開設する。

リカレント学習講座の特徴

高等教育機関、産業界、行政の連携プレーによる効果な学習機会の提供。それぞれの役割・機能を活かして現代社会の要請に対応した講座の開設。

潮来市男女共同参画基本計画

平成19年3月

発行：茨城県 潮来市役所

編集：総務部 秘書広聴課

〒311-2493 茨城県潮来市辻626

TEL. 0299-63-1111(代) FAX. 0299-80-1100

E-mail: info@city.itako.ibaraki.jp



茨城県 潮来市